

かすみがうら市議会決算審査特別委員会会議録

令和6年9月11日 午後 1時19分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	鈴 木 更 司
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	来 栖 丈 治
委 員	設 楽 健 夫
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博 生
委 員	久 松 公 生
委 員	櫻 井 健 一
委 員	鈴 木 貞 行
委 員	服 部 栄 一
委 員	石 澤 正 広
委 員	塚 本 直 樹
委 員	井 出 有 史

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 民 部 長	廣 原 正 則
保健福祉部長	川原場 宗 徳
都市建設部長	稲 生 政 次
議会事務局長	金 子 俊 文
地域コミュニティ課長	松 延 克 彦
環境保全課長	山 口 由 晃
国保年金課長	豊 崎 良 憲
市 民 課 長	小 池 陽 子
介護長寿課長	越 渡 貴 之
都市整備課長	仲 澤 勤
道 路 課 長	酒 井 宏
会 計 管 理 者	齋 藤 英 憲
議会総務課長	谷 中 博 文
監査委員事務局長	石 川 和 彦

出席書記名

地域コミュニティ課	山崎 滉大
健康増進課	宮本 雄貴
会計課	櫻井 理帆
スポーツ振興課	山口 英樹
議会総務課	鴻巣 智子
議会総務課	川原場 智

議 事 日 程

令和6年9月11日（水曜日）午後 1時19分 開 議

1. 議案の審査

- (1) 議案第56号 令和5年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第57号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第58号 令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 議案第62号 令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 午後 1時19分

○矢口龍人委員長

それでは、時間前ではございますけれども、全員そろいましたし、用意もできているようなので、始めたいと思います。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しております。会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから9月10日に引き続き決算審査特別委員会を開きます。

本日の日程は審査予定表のとおりでございます。

初めに、議案第56号のうち都市建設部都市整備課の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○都市建設部長（稲生政次君）

都市建設部令和5年度決算につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、都市整備課分につきまして、仲澤課長よりご説明申し上げます。

○矢口龍人委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

それでは、都市整備課所管分について、一般会計決算についてご説明いたします。

初めに、歳入についてでございます。

決算書57、58ページをお願いいたします。

21款5項7目雑入、1節の雑入でございます。上から9番目でございます。神立駅西口地区土地区画整理事業補償物件等清算金1億2997万2669円でございます。神立駅西口土地区画整理事業の完了に伴いまして、土浦市との協定に基づきまして、この事業費のうち物件補償費等に係る負担金の清算金でございます。

次に、59、60ページをお願いいたします。

上から8番目、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合派遣職員負担金1077万1556円でございます。本市から派遣いたしました職員の負担金の入金でございます。

その3つ下が土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合運営負担の剰余金でございます。404万3826円。こちらにつきましては、事務費等の年度精算剰余金で、一部事務組合の支出は令和4年度分の決算の剰余金の返還分となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

決算書は99ページ、歳出予算執行状況は4ページ、ナンバーの48番でございます。

2款1項10目複合交流拠点施設等整備費、01複合交流拠点施設等整備事業、0101複合交流拠点施設等整備に要する経費であります。予算現額2861万1000円で、こちらは前年度からの繰越金でございます。執行率が49.79%となったものです。

内容は、補填で複合交流拠点等施設整備に係る稲吉南地区の事業地内にありました水道管の移設工事、こちらに伴う負担金1424万5000円でございます。こちらにつきましては、予算見積時におきまして設計いたしました配管計画が、実施の工事に係るときにはその複合交流施設の整備が中止となり、その必要最低限の工事ということで、周辺部のみにその配管を入れ替えたということでの減額及び工事差金の減額が発生したため、執行率が大変低位となったものでございます。

次に、決算書195ページでございます。歳出予算執行状況は13ページ、ナンバーの195番でございます。タブレット、P Cの主要事業概要は107ページとなります。

8款4項2目都市計画推進費、01都市計画推進事業、0101都市計画調整に要する経費でございます。当初予算1262万8000円が6億3914万1000円の補正増によりまして予算現額6億5176万9000円、対して執行額が6億5130万8973円で、執行率が99.93%となったものでございます。

補正予算の主な理由は、稲吉南2丁目の土地を公共利用から民間活力を生かした土地利用への方向転換を行いましたことによりまして、都市構造再編集中支援事業補助金の返還によるものでございます。

主な内容は、市民を対象に住居の新築や改築による定住、移住を促進いたしました住まいのマイホーム応援補助金、こちら32件で1220万円の支出と、複合交流施設計画中止に伴う国庫の返還金6億3844万780円となるものです。

続きまして、決算書同じ195ページ、歳出予算執行状況は13ページの197番でございます。

0103神立駅周辺整備に要する経費です。当初予算、予算現額とも5526万2000円、対しまして執行額が5514万4456円、執行率が99.79%です。

内容は、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合に対し、神立駅西口地区土地区画整理事業の負担金、事業費分、事務費分、人件費分をそれぞれ負担割合に応じて負担したものの内容となっております。

なお、神立駅西口地区の土地区画整理事業につきましては、令和5年度末で完了、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合は解散をしているというような状況でございます。

次に、決算書197ページをお願いいたします。歳出予算執行状況はナンバーの200でございます。

0106公園整備に要する経費、当初予算71万7000円、3526万2000円の前年度からの繰越しに合わせまして予算現額が3597万9000円に対して執行額が45万2188円で、執行率が1.26%となったものです。前年度からの繰越しは、稲吉2丁目の複合交流施設整備の中に公園整備の設計費を入れたものです。実際には公園整備計画がなくなったことから、不用額として執行率が低位となっております。支出内容は公園整備予定地の草刈り作業の委託費でございます。

次に、決算書同じ197ページ、歳出予算執行状況がナンバーの202でございます。

3目公共交通費、01公共交通対策事業、0101公共交通対策に要する経費です。

当初予算、予算現額とも5352万7000円、対して執行額が4183万7921円で、執行率が78.16%です。

主な内容は、市地域公共交通会議への負担金で、霞ヶ浦広域バスや千代田神立ラインの運行及びビデマンド型乗合タクシーの運行、60歳以上の方の運転免許の交付を受けていない方などに対してタクシー料金の一部を助成するタクシー利用助成事業などを実施しております。不用額の1168万9079円は、市地域公共交通会議の年度精算による戻入れによるものでございます。

続きまして、提出資料についてご説明いたします。

本課提出資料の1ページでございます。

本課提出資料の1ページ、公共交通に関する年度別の利用者数です。

霞ヶ浦広域バスは、令和5年度3万7986人と前年度比120.6%、過去最多の令和元年度の数値を超える内容となっております。また、千代田神立ラインは1万6693人で前年度比117.6%と、こちらも最多の利用者となりました。

2ページのデマンド型乗合タクシーは、利用者が5,589人、前年度比128.6%の増加となりました。こちらは、乗車料金の値下げ、600円が300円というこういった効果と、各事業に関連することではございますが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで行動制限が緩和されたことなどから、増加した結果となったものでございます。

次に、3ページでございます。

建築確認の申請件数の過去5年の推移でございます。全体的には総数で徐々に減少傾向というものが見てとれます。これは、市内の人口減、特に今、若者世代の減少が背景にあるものと思われます。また、その下の開発の受付件数に関しましては、4項目ありますが、その他の部分を除く開発、建築、60条の合計では昨年度から40件前後で、大きな動きは見られませんでした。令和5年度において年度計が101件という数字になってございますが、これは開発行為の許可申請とそれまでは同時に申請をしていた建築行為の制限解除ということで、こちらが別申請になったことによりまして数字が伸びた結果となっております。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

決算書196ページの危険ブロック塀撤去費補助金の23万8000円の説明をお願いします。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

ブロック塀の撤去費に関しましては23万8000円、こちらが件数が3件でございました。満額だと10万円なんですけど、1件金額が少ないものがあって3万8000円ということで、合計23万8000円の執行となったものでございます。

○佐藤文雄委員

これは、千代田地区、霞ヶ浦地区、それぞれで3件の中はどちらが多いんですか。千代田地区ですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

全て千代田地区の執行となっております。

○佐藤文雄委員

あと公共交通のほうは伸びているということなんだけれども、デマンド型乗合タクシーの伸びが悪いような気がするんですが、何か理由ありますか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

数字的には霞ヶ浦広域バスが120%で千代田神立ラインが117%でデマンド型乗合タクシーが128%ということで、相応の数字かとは思いますが、伸び悩んでいる部分の中には、どうしてもそのデマンド型乗合タクシー、この1時間単位で行って戻ってきて、次のスパンの申込みに対応するというような構造はございますので、単純に増えていけないという部分もあるのかと思います。

○佐藤文雄委員

聞くところによると、今A Iでやっているんだけど、それよりも柔軟性がないという声があるんですが、そういう前は、各霞ヶ浦地区の何だっけ、美並タクシー。こちらは千代田タクシーですか、そちらのほうで一応いろいろ融通を利かせられたんだというような声も上がっていますが、そういうことは聞いていませんか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

融通というか今システムを導入しまして、その中でオペレーターが実際に場所と行き先の、乗車箇所と行き先とを入力すると、自動的に丸かバツかということのできるかどうかという判断をしてしまうということがございます。なかなかそれが、人間がある程度の尺度で判断するようになると、余計難しくなってしまうという部分もあるので、こういった形でそのシステムを導入して今やっているということです。なかなかそうすると乗車率が実際乗り合いといいながらも1.19人ということで、1便当たり1.2人程度の数字にとどまってしまっているという現状はあるのかと思います。

○佐藤文雄委員

あと、もう令和6年度は土浦協同病院まで行けるようになるということでしたよね。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

今年度11月から3か月間実証実験ということで、まずは実験を行います。その中でその成果を見て来年度の必要台数を増やすべきなのか、それとも現状の中でいけるのかとそういったものを判断して、令和7年7月を正式運行と考えてございます。

○櫻井繁行委員

公共交通対策に要する経費のところの運転免許証自主返納支援事業について、令和5年度の詳細を教えてくださいませんか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

令和5年度の自主返納事業の実績値でございます。人数が60名に対しまして助成額が126万円ということで、1人2万1000円の60人分でございます。

○櫻井繁行委員

決算ですので、当初どのくらいの予算を立てていて、目標値とか、その辺のところも答弁いただけますか。

○矢口龍人委員長

当初予算では数字が上がっているでしょう、目標がもちろん。それに今のが実績でしょう。だからそれを述べてください。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

数字なんです、タクシーチケットということで、それを300円のを70回分配付しているということで、その予算上の目標数値というのは定めていなくて、結果でそういう結果になったというような取扱いしか交通会議の中でなっていないようです。

○矢口龍人委員長

けれども、当初予算は出なかったということですか、当初予算。当初予算では2万1000円掛ける何名って、何枚って、見積もりしているわけでしょう。

補正予算か何かでこれ組んだほうがいいんじゃないというの。

ちょっと暫時休憩します。 [午後 1時42分]

○矢口龍人委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 1時46分]

○都市整備課長（仲澤 勤君）

当初の予算の見積りということなのですが、実際のそのチケットというのはお配りして、無料のチケットということでその分はデマンド型乗合タクシーの委託費の中に、総額の中に含まれているので、数字上の積算はないという形となっております。

○櫻井繁行委員

課長、よく分かりました。当初の委託費の中ということですよ。最初にそうおっしゃっていただければよろしいかなと思います。そうはいつでも令和5年度しっかり60名の方が自主返納されて、このタクシー利用券2万1000円のものを有効活用していただけたと考えるので、今後もしっかりと支援をしていただきたいと思います。

そのまま次いかせてもらって、僕、事業評価つきのほうで見ているので、97ページ、歳入歳出主要事業執行結果説明書だと107ページになるんですかね。

政策事業6項目、都市整備課のほうで上げていますけれども、K P Iのところでは新たな土地利用の推進箇所として、令和5年度も、令和4年度もそうだったんですけれども、目標0か所で実績0か所だったから、何かここに明記する必要があるのかなと思うんですけれども、これはどのように見ればよろしいですかね。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

こちら総合戦略のK P Iということでこの事業にひもづけられているということで、実際に今0か所となってしまったわけなんですけど、複合交流施設の整備等を見込んでいたようなものをここにひもづけられているということで、結果として0か所という数字として記載されてございます。

○櫻井繁行委員

事業の白紙撤回とかその辺のところがこういうふうに出てきてしまうのかもしれませんが、何だか書き方としてももう少し分かりやすい表記にしていただけただけのほうが、今これ、令和6年度も決算として目標値で上げているということは、また1年後の令和6年度の決算審査でも0か所、0か所というふうになってくるんでしょうから、そういったところはこの指標内容の書き方をもう少し工夫していただいて、次年度は臨んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

そうですね、こちらの成果指標の表記の仕方、内容について再度検討させていただきます。

○櫻井健一委員

歳入歳出決算書の196ページの住まいるマイホーム応援補助金の1220万円のところなんですけれども、今、櫻井繁行委員が言ったところの住まいるマイホームの助成金の目標値と実績値ということを見ますと、去年よりも低い目標値になっていて、実績はそれより上がっているということになっています。それでこの事業は令和5年度で終わりにするというような文面が書いてあるんですけれども、この内容についてちょっと教えていただけないでしょうか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

住まいるマイホーム応援補助金でございますが、令和5年度の実績が32件で1220万円となったものです。こちらに関しましては、目的というのが立地適正化計画ということで、居住誘導区域内に人を極力呼び込んでコンパクトな都市をつくっていこうと、こういったものを一つの目的として行ったものでございます。最初の予算の段階では、前年度の実績等を加味して少し少なかったわけなんですけど、実際に申請が多くて補正させていただいたということでこのような結果となったんですが、その目的とした32件のうち、実際にその居住誘導区域内に区域外から転入して住んでいただいた方が3件ということで、

大変少ない結果となったと、こういったことからその事業の廃止という方向にいったということでございます。

○櫻井健一委員

では、目的に達するような件数が中には少なかったということで、それが達成できないのもうやめるといって、ほかに代わるようなやり方とか応募の仕方とかにはせずにもう廃止にしようということでもよろしいんですかね。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

本年の予算のときも説明したのかと思うんですが、3年間の事業を行いましてその実績ということで、今のような目的の居住誘導ということに導けなかったということで、完全に事業としては廃止ということで、現在のところ新たな事業はまだ計画していないところでございます。

○櫻井健一委員

居住誘導区域に行かなかったということは分かるんですけども、移住に対しての目的としての達成ということでもなかったということなんですか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

今回、居住誘導ということで住む場所をコンパクトにしていこうというのがこの事業の目的と、補助金の目的ということでございますが、移住という部分は当課の事業ではなくて別の課でやっている事業と内容なので、少しこの補助金の目的と違うのかなというところもあるのかと思います。

○矢口龍人委員長

ほかにいませんか。

○久松公生委員

主要事業概要の108ページの先ほどタクシーの話が出ましたけれども、タクシー利用助成事業358万9000円ですか、これの内訳、何名の人が助成を受けた、使ったのか教えていただけますか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

タクシー利用助成券の利用実績でございます。令和5年度4,418件でございます。

○久松公生委員

この内容というのをちょっと教えていただけますか。幾らでしたっけ、その助成の金額。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

この内容でございますが、前年度はタクシーの初乗り分に対して年度当初ですと年間週1回分、52枚を配付するもの、それが申請が遅くなるごとに枚数が減っていくというようなことで、年度単位での補助をするという内容でございます。

○久松公生委員

そうしますと、先ほど4,418件はばらつきがあるという、全員52枚じゃなくてばらつきがあるという理解でいいんでしょうか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

そうです、申請の時期に応じて配付しているので、その枚数です。実際に配付した枚数はそれより多くて、実際に使用したのが4,418枚というような内容でございます。

○久松公生委員

じゃ、そのばらつき等とかというのはやっぱり周知とかそういった問題、どういうふうに令和5年度を通して、総括はどのように考えているんでしょうか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

各事業年度で行っているものですから、その事業の残期間に応じてその配付枚数が決定するという
ことで、周知しながらその決定等を行っているところでございます。

○久松公生委員

分かりました。確認なんですが、これは年度内に毎年利用し続けられるということによろしいんです
よね。確認します。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

毎年度実施、事業がある限り実施できるものでございます。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算
の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○都市建設部長（稲生政次君）

それでは、令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定に
つきまして、都市整備課長の仲澤より説明申し上げます。

○矢口龍人委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

それでは、議案第62号 令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出
決算の認定についてご説明いたします。

議案概要書が27ページ、議案集が94ページからとなっております。あわせて土浦・かすみがうら土
地区画整理一部事務組合の決算書をお願いいたします。

今回の決算認定は、神立駅西口地区土地区画整理事業の完了を受け、令和5年度末をもって解散した
土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法施行
令第5条第3項の規定に基づき、本市監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

それでは、令和5年度の決算について土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の決算書に基づ
き説明をさせていただきます。

初めに、歳入について主なものを、決算書の4ページでございます。歳入歳出決算事項別明細にてご
説明をさせていただきます。

1款1項1目1節都市計画事業負担金でございます。当初予算1億3374万9000円、繰越財源充当額が
1億7283万9042円で、予算現額が3億658万8042円となります。対します歳入済額が3億888万8042円と
なったものでございます。内容につきましては、土浦市、かすみがうら市、JRからの事業費の負担金
でございます。

続きまして、2款1項1目1節雑入でございます。予算現額370万円に対しまして収入済額337万9296
円です。こちらは換地処分により権利者から徴収いたしました清算金となるものでございます。

なお、清算金とは区画整理事業の前と後でございますが、土地の評価額の過不足分を金銭で是正する
ために徴収するものでございます。

続きまして、3款1項1目1節繰越金です。当初予算が1,000円、補正予算額が1011万7000円となります。予算現額1011万8000円、対します収入済額が1011万7678円、こちらは令和5年度決算認定後確定しました令和4年度の決算剰余金を確定補正して収入したものでございます。

続きまして、歳出について主なものを決算書の5ページからご説明いたします。

1款の議会費でございます。1項1目1節報酬につきましては、組合議会議員の定例会の議員、8名分の報酬でございます。

次に、8節旅費に関しましては、同定例会の出席旅費となっております。

また、交際費につきましては、組合議員の実父の死去に伴う香料の支出となっております。

続きまして、2款の総務費でございます。先ほど歳入のところでご説明いたしました決算剰余金を歳出予算として補正計上してございます。

それでは、1項1目一般管理費、1節の報酬でございます。こちらは、組合の管理者、副管理者および行政委員の報酬となるものでございます。

続きまして、3節職員の手当につきましては、職員の時間外手当及び管理職手当となります。

続きまして、12節の委託費123万3760円、こちらは委託費は3件ございまして、1件目が土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の情報発信のためにホームページの更新、維持管理業務、2件目が財務書類の作成等の支援をいただく内容、3件目が事業完了の記念誌を作成いたしました、この作成の委託費用でございます。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金3334万2348円、こちらは当組合が令和5年度におきまして派遣元である両市への人件費の負担金です。先ほど一般会計の歳入のところであった内容のものでございます。

続きまして、22節の償還金、利子及び割引の1011万7678円につきましては、先ほどの歳入繰越しのところでございました令和4年度の決算剰余金を両市に返還した内容となっております。

次に、6ページ、表の一番上でございます。2項の監査委員の報酬でございます。これは、監査委員2名分の報酬等を支出したものです。

続きまして、その下が3款の土木費でございます。1項1目土地区画整理費、12節の委託料でございます。こちらにつきましては、同費用支出が3件の委託を実施してございます。1件目が権利者の移転補償費の算定を委託しました土地区画整理事業に伴う移転補償支援業務委託、2件目が事業計画や事業推進などの資料作成及び事業全般の支援をいただいております土地区画整理事業に係る事業推進支援業務、3件目が県道の管理移管に伴います台帳作成、こちらを委託しました県道牛渡馬場山土浦線の道路台帳作成業務委託を実施してございます。

続きまして、14節工事請負費でございます。1億4411万8900円、こちら3件実施してございます。初めの2つが公共施設整備工事につきましては、こちらは駅前の広場の工事と舗装及びシェルター工事、こちらを2工区に分けて11工区、12工区と2つ分けて行ったものでございます。3件目については、事業用地内の道路補修工事ということで、事業用地内で補修箇所が発生した、そこを実施したものでございます。

続きまして、18節の負担金補助及び交付金2530万6300円でございます。こちらは工事に伴いまして支障となります電柱や配線、ケーブルなどの移設に関する負担金で、こちらN T Tの地中埋設の電気通信設備の移設を行った際の負担金でございます。

21節の補償、補填及び賠償金の3181万6062円につきましては、権利者4件分の建物移転に係る補償と歳入のところでご説明しました換地の清算交付金、こちらの執行となっているものでございます。

なお、予備費の執行はございませんでした。

続きまして、7ページ、こちらが実質収支に係る調書となっております。

1番、歳入の総額が3億2238万5016円、歳出総額が2億5694万810円でございます。差引額6544万4206円、こちらは実質収支と同額でございます。

8ページの年度末財産に関する調書は、資産、負債ともに0円となっております。これは、先ほどの差引額全体を幹事市であります土浦市の会計のほうに年度末に全て繰り入れてしまったということで、差引きが0円となっているものでございます。

なお、令和5年度末の組合の残金につきましては、土浦市のほうで令和6年度に未払い、未収のものの精算を行いまして、最終的な残額を確定し、その後、負担金協定の割合に応じて本市に返還していただくものでございます。

別添、主要施策の成果説明書がございますが、こちらは先ほど決算の内容を取りまとめたものでございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

○矢口龍人委員長

説明は終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ありませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号のうち都市建設部道路課の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○都市建設部長（稲生政次君）

令和5年度道路課所管分の決算につきまして、道路課長の酒井のほうからご説明申し上げます。

○矢口龍人委員長

それでは、説明を求めます。

○道路課長（酒井 宏君）

それでは、令和5年度道路課所管の一般会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

初めに、歳入になりますが、決算書23、24ページをお願いします。

14款1項5目1節の法定外公共物使用料356万3365円、令和4年度に対し2万7208円の増額となって

います。主な内容としましては、市で管理しています認定外道路や水路敷などを使用する際の使用料として、東京電力など59者の納付がありました。

次に、2節道路占用料1065万6770円、令和4年度に対し2万3748円の増額となっています。主な内容としましては、市の認定道路を占用する際の占用料としまして、東日本電信電話株式会社など47者の納付がありました。

次に、33、34ページをお願いいたします。

15款2項5目1節土木費国庫補助金、備考欄の都市構造再編集中支援事業費補助金554万2500円、主な内容としましては、神立停車場線沿線での都市再編集中支援事業の一環として歩道を整備する事業で、市道整備に要する経費に充当する補助金となっております。

次に、35、36ページをお願いいたします。

同じく15款2項5目1節土木費国庫補助金、備考欄1番上の道路更新防災等対策事業補助金3615万944円です。令和4年度に対しまして1140万3929円の増となります。

主な内容としましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施しています橋梁点検及び橋梁の補修など道路維持管理に要する経費に充当する補助金で、増額となった主な理由としましては、点検橋梁数や補修工事費などが増えたことによるものです。

同じく備考欄2番目の災害復旧事業191万4957円、これは令和5年6月の豪雨により、根当地区の水路に架かる橋梁が被災したため、公共施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき国の災害査定を受け、公共土木施設災害復旧事業に採択され、補助を受けたものでございます。

同ページ、1番下、15款2項7目1節社会資本整備総合交付金、備考欄1番目の社会資本整備総合交付金1146万5000円のうち、道路課所管分803万8000円、主な内容としましては、交通量調査、路線測量など（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費に充当する補助金となっております。

次に、備考欄2番目の防災安全社会資本整備交付金1億298万9220円、令和4年度に対し5357万1072円の増となっています。

主な内容としましては、道路改良工事や（仮称）石岡・かすみがうら広域幹線道路整備などの市道整備に要する整備に充当する交付金で、増額となった主な理由としまして、市道2535号線や（仮称）石岡・かすみがうら広域幹線道路整備などの改良工事が増えたことによるものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

決算書189、190ページをご覧ください。歳出予算執行状況は12ページのナンバー190になります。タブレット端末の主要事業概要は109ページになります。

8款2項1目、備考欄01道路維持管理事業、当初予算額1億5263万1000円、補正予算額及び前年度繰越金を加え、予算現額は2億1450万9100円に対し執行額は2億1173万4199円で、執行率は98.7%です。

主な内容としましては、委託料の橋梁長寿命化点検、一般橋梁、跨線人道橋38か所、主要幹線道路の道路側草刈り、工事請負費で、橋梁補修工事を3か所実施しました。令和4年度に対し3172万1276円の増額となっています。増額となった主な理由としまして、点検橋梁数の増加や千代田庁舎下の天の川に架かる境橋などの補修工事費が増えたことによるものです。また、令和5年6月の大雨により、市内各地で被災した箇所管理用保安用品を使用したため、不足した分を購入するため30万円、被災した箇所の修繕に当初予算から前倒しし支出したため、その分を補填するため1350万円、それぞれ補正をしております。

次に、決算書191、192ページをご覧ください。歳出予算執行状況は13ページ、ナンバー191、192にな

ります。タブレット端末の主要事業概要は110ページになります。

8款2項2目、備考欄01市道整備事業、当初予算額6億9249万4000円、補正予算額及び前年度繰越し分を加え、予算現額は7億6430万1036円に対し執行額は4億5283万9874円で、執行率は59.24%です。

主な内容としましては、道路改良工事6か所、舗装新設工事を1か所、舗装補修工事を13か所、排水整備工事を3か所実施しております。また、インターチェンジ整備に要する交通量調査、路線測量業務を実施しております。令和4年度に対し1億3556万9992円の増額となっております。増額となった主な理由としましては、スマートインターチェンジ関連事業費が新たに追加になったこと、また、歳入予算でもご説明いたしましたが、市道2535号線や（仮称）石岡・かすみがうら広域幹線道路整備などの改良工事が増えたことによるものです。

次に、決算書193、194ページをご覧ください。歳出予算執行状況は13ページ、ナンバー193になります。タブレット端末の主要事業概要は111ページになります。

8款3項1目、備考欄01河川維持管理事業、当初予算額及び予算現額2230万3000円に対し執行額は1488万1600円で、執行率は66.72%です。

主な内容としましては、河川の修設、護岸補修工事、菱木川改修計画策定業務を実施しております。令和4年度に対し745万3900円の増額となっています。増額となった主な理由としましては、近年の気象状況の変化から、ゲリラ豪雨や大型台風などの影響により市街化区域などの道路冠水などが頻繁に発生している中で、逆西排水区の流末となっている普通河川菱木川の流下能力を調査するため、県道牛渡馬場山土浦線の天神橋から下流へ530メートルの調査委託を行ったことによるものです。

次に、決算書259、260ページをご覧ください。歳出予算執行状況は19ページ、ナンバー290になります。

11款4項1目01道路橋梁災害復旧事業2723万1299円、こちらは令和5年6月の大雨により被災した箇所、災害復旧工事費となります。被害が大きく、当初予算の修繕費では対応できないため、補正により対応したものでございます。

続きまして、タブレット端末の都市建設部道路課提出資料の令和5年度一般会計決算審査関係資料についてご説明いたします。

1ページから2ページの国庫補助金・交付金一覧ですが、道路更新防災等対策事業補助金などを活用し実施しました委託及び工事の一覧表となっております。

次に、3ページから4ページ、令和5年度工事実施一覧表となります。

1番上が道路維持管理事業、その下が市道整備事業となっております。

4ページに道路橋梁災害復旧事業といたしまして、令和5年6月の大雨により被災し、補正を行い補修した箇所の一覧となっています。

5ページは3ページで実施しました工事箇所の位置図となっております。

次に、6ページは生活道路の維持管理要望状況となっております。

令和5年度は全体で202件の要望があり、そのうち148件について対応いたしました。令和5年度中に対応できなかった未処理54件については、おおむね1年から3年を目安に対応が必要と判断したものについて順次実施してまいります。

道路課からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

(仮称) 千代田パーキングエリアスマートインターチェンジの関連のやつと、この資料の関連性についてちょっと説明していただけますか。

○道路課長 (酒井 宏君)

道路課で提出しました決算審査関係資料の1ページの1番下のインターチェンジのアクセス道路補助金ということでよろしいですか。

[「アクセスって、これはスマートインターチェンジですね」と呼ぶ者あり]

○道路課長 (酒井 宏君)

そうです。令和5年度に詳細設計業務委託と用地測量も予定はしていたんですけども、間に合わなくて翌年度に繰り越したということになります。

○佐藤文雄委員

いや、この決算とこれの資料の見方を教えてくれないかなと思ったんです。歳入は国庫補助が100%でしょ、100%。歳出はこの決算書194ページのことをいうのかなと思って聞いているんですけども。

○矢口龍人委員長

分かりますか。

○道路課長 (酒井 宏君)

委員ご指摘の補助率は50%ということになっています。決算書ですと、市道整備事業の194ページの(仮称) 千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に関する経費ということでこちらに掲載しております。

○佐藤文雄委員

補助率は50%なんですね。

これが交付決定額、国費4000万円ってありますよね。これは、決算書の何ページを見ればいいんですか。そして、この3つ委託がありますよね。この委託は、道路改良設計、道路基礎と用地というふうにそれぞれ書いてあるんですけども、これが支出になるんですけども、この金額がちょっと違うので、これは次年度に繰り越したというふうなことを言っていたと思うので、その整合性がよく分からないから聞いているんですけども、決算書のほうはどちらにありましたか。何ページでしたっけ。

○道路課長 (酒井 宏君)

決算書は36ページになりまして、先ほどご説明しました決算審査関係資料1ページのインターチェンジアkses道路補助金、こちらは翌年度に繰り越しということで、すみません、それと1点訂正をお願いします。ここのインターチェンジアkses道路補助金の交付決定額、真ん中の国費の4000万円、すみません、こちら2050万円ということで訂正をお願いします。それで、こちらの金額は繰越しで、道路課提出決算審査関係資料の2ページの上から2番目、令和4年度から令和5年度へ繰り越した事業費を使いまして、測量と地質・解析業務委託と交通量調査を実施しております。

○佐藤文雄委員

防災安全社会資本整備交付金、これの一部がスマートインターチェンジで社会資本整備ではないですね。防災安全社会資本整備交付金の1億260何万円のうちの2500万円ということでもいいんですね、これは歳入。支出のほうは、これを見ますと一応3か所、3か所はありますけれども、この2200万円、真ん中のサンコーコンサルタント株式会社茨城営業所のやつを2252万8000円云々かんぬんというのは、次年度か何かに繰り越すということになるのか。これはちょっと分からないから、いいですか。

歳入のところは防災安全社会資本整備交付金の中にあると、2500万円は。決算書36ページのところ、広域幹線と一緒に。

○道路課長（酒井 宏君）

スマートインターチェンジのほうは、社会資本整備総合交付金のこの中から803万8000円ということになっております。

○佐藤文雄委員

800万円って、2500万円って言ったでしょう。

○矢口龍人委員長

2050万円。

○佐藤文雄委員

2050万円。これだから800万円と2050万円が分からないよな。

○道路課長（酒井 宏君）

訂正させてもらった2050万円は次年度に繰越しと。この決算審査関係資料1ページ目の1番下の備考欄の左側の繰越額ということで全額繰越しになっております。

○佐藤文雄委員

それでどこまで進んだんですか。じゃ、今もまだ継続しているということですか。

○道路課長（酒井 宏君）

今年度は用地測量を契約して発注しております。

○佐藤文雄委員

用地測量の委託をしていると。それで、やっぱり私、今問題にしているんだけど、県道土浦笠間線に接続するという案でそのまま進んでいるんですか。

○道路課長（酒井 宏君）

委員おっしゃるとおりです。

○矢口龍人委員長

ほかに。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

質疑を終結いたします。

[「まだもう一つあるの、大事なことが」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員

いつも言っているんだけど、毎年言っているんだけど、生活道路のやつは、次年度繰り越しちゃったんだろうと思うんだけど、何でこれ金額を伸ばせないのかなと思うんですよ。もうちょっと、住民の人というのは意外と身近な要求というのは物すごく評価するんですよ、大きなことよりも小さなことで。そういうところからいうと、もうちょっと増やしてもらいたいなと言っていたんだけど、あんまり増えていないよね。これは、何かもうちょっと増やす手だてというのは考えていないんでしょうか。

○道路課長（酒井 宏君）

予算に関しましては、要望はしてはいるんですが、令和5年度に関しましては、6月の災害の際に修繕費で使用した関係がありまして、要望に対する件数が例年より低くなったという経過がございます。

○矢口龍人委員長

産業建設委員会の委員長。

○佐藤文雄委員

委員長です。

○矢口龍人委員長

要望は後にやってくださいね。

○佐藤文雄委員

いや、要望の話はいい。要望の話は一切しないんじゃないですか。

今のお話は、前回よりも多くやるという考え方だったけれども、結果的に6月の大雨によって災害が多数出たという結果、そちらのほうに回ったのでこの金額になったという理解でよろしいでしょうか。

○道路課長（酒井 宏君）

はい、そのとおりでございます。

○矢口龍人委員長

ほかにございませんね。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。40分始まりでお願いします。 [午後 2時32分]

○矢口龍人委員長

休憩前に引き続きまして会議を開きます。 [午後 2時39分]

次に、議案第56号のうち市民部地域コミュニティ課、環境保全課及び国保年金課の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（廣原正則君）

よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課所管の決算につきまして、松延課長から説明をさせていただきます。

○矢口龍人委員長

それでは、説明を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、ご説明させていただきます。

説明の前に、事前に提出させていただいておりました決算審査関係資料に、霞ヶ浦コミュニティセンターの令和5年度の利用状況ということで、そちらの表を提出させていただいていたんですけれども、実績数値に誤植がございまして、9月6日にガルーンで訂正版を送らせていただきました。差し替えとなつてございますので、大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明申し上げます。

[「どこが」「数字が間違っている」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

よろしいですか。

[「どこが違っているかって」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

間違えたところを訂正させていただいて、ガルーンで流させていただいたんですが。

[「どこを間違っていたの」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

どこを間違っていた。

〔「新しくガルーンで流している」「ガルーンですか」と呼ぶ者あり〕

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

福祉館の部分のトレーニング室と浴室・集会室、カラオケの部分の一部に利用人数の間違ひがありまして、そちらを修正させていただいたのですが、ちょっとお待ちください。

○矢口龍人委員長

じゃ、そのまま進んでください。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

よろしいですか。では、決算書のほう、歳入のほうからご説明をさせていただきます。

決算書21ページ、22ページをお願いいたします。

12款1項1目1節の交通安全対策特別交付金465万3000円、こちら交通反則金を財源に総務省から交付されておりまして、交通安全施設、防護柵であるとかカーブミラー、そういったものの整備に活用させていただいております。

続いて、29、30ページをお願いいたします。

15款2項1目1節の備考欄4段目、地域少子化対策重点推進交付金75万円は、歳出のほうですね、ちょっと飛んでしまって申し訳ないですが、歳出の100ページの上段、移住定住・結婚支援に要する経費の結婚新生活支援事業補助金に充当をさせていただいております。

戻りまして、39、40ページ。

16款2項1目1節の地方創生移住支援等補助金240万円につきましては、先ほど歳出の100ページをご覧いただきましたけれども、100ページの上段の、わくわく茨城移住支援金に充当という形になります。

続きまして、43ページ、44ページ、16款2項5目1節の茨城県消費者行政強化事業及び推進事業費補助金110万円でございますけれども、こちらは歳出の180ページになります。

180ページの下段、消費者支援に要する経費に充当ということになります。

続きまして、51、52ページ、19款1項4目1節のまちづくりファンド助成事業57万7000円につきましては、歳出の98ページの中段ほどにあります市民活動支援に要する経費の中の、まちづくりファンド助成事業補助金に充当ということになります。

最後になります。57、58ページの下段、21款5項7目1節の自治総合センターコミュニティ助成金250万円は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献事業として地域住民が自主的に行うコミュニティ活動に対して助成されるもので、歳出のページですと96ページ、自治振興に要する経費の一番下で、自治総合センターコミュニティ助成金ということで、令和5年度は中志筑行政区の祭り備品、これはみこしの修繕ですけれども、それに助成をされております。

続いて、歳出についてご説明させていただきます。

決算書93、94ページ、歳出予算執行状況は3ページのナンバー39、タブレットの主要事業概要は68ページになります。

2款1項8目備考欄01生活安全対策事業0101交通安全対策に要する経費につきましては、光熱費及び修繕料を精査して500万円を減額補正しております。主な支出としましては、市内防犯灯のLED化業務委託1397万880円のほか、市民要望等によるカーブミラーやガードレール等、市が設置する交通安全施設の工事費242万6600円の支出となっております。

発注したこれらの工事の実績については決算審査関係資料を提出させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、決算書93ページから96ページにかけて、歳出予算執行状況は3ページのナンバー40、2款1項8目備考欄0102地域安全対策に要する経費でございますが、これは警察や関係機関等と連携しながら、市民の安全安心に暮らしていくための防犯対策や空き家対策などの取組を推進しているものです。

空家等対策計画策定業務が昨年度ございまして、契約差金による委託料の減などで198万1000円を減額補正しております。

主な支出としましては、まず委託料としまして、防犯カメラ等機器保守点検委託214万5000円、また空家等対策計画策定業務委託178万2000円、さらに空家活用意向調査業務委託としまして121万円。これは利活用が可能と思われる空き家等について、所有者の意向を把握し、今後の利活用の基礎資料とすることを目的に実施した調査でございます。

最後に、空家解体撤去補助金については、令和5年度に新規に実施した事業でございまして、管理不全空き家であって周辺に悪影響が及ぶおそれのある物件を、所有者に対して解体撤去を促して、地域の安全安心の確保を図るというものでございます。昨年度、令和5年度は合計4件の解体撤去に助成をしております。

続きまして、決算書95、96ページ。

歳出予算執行状況は3ページのナンバー41、タブレットの主要事業概要は69ページになります。

2款1項9目備考欄、自治振興事業の0101、自治振興に要する経費でございますけれども、当初予算3342万3000円、それに対して予算現額1億1660万4000円に対し、執行額が5615万1612円、執行率は48.16%となっております。

下大津地区コミュニティ施設の整備に係る実施設計業務委託及び工事請負費等で、昨年度8318万1000円の補正をさせていただきましたが、不用額6045万2388円のうち5936万4700円を繰越明許とさせていただいております。

主な支出としまして、行政区長への活動謝金911万円、行政区の活動や行事で発生した事故により被った損害に保険金を交付する自治会活動賠償責任保険196万460円。また委託料として行政区への文書配布委託578万3500円のほか、下大津地区コミュニティ施設の実実施設計業務委託974万6000円、老朽化した旧下大津地区公民館及び旧下大津養蚕農業協同組合の解体工事2543万5300円が主な支出となっております。

続きまして、決算書97、98ページをご覧ください。

歳出予算執行状況は3ページのナンバー43、2款1項9目備考欄0103千代田公民館移転に要する経費では、旧志筑小学校の用途を変更し、コミュニティ施設として整備するための改修等に必要な経費を計上しております。

当初予算は0円、全て補正予算と予備費で対応させていただいたものです。予算現額9008万1000円に対し、執行額が3434万8064円、執行率38.13%です。なお、不用額5573万2936円全額を繰越明許とさせていただいております。

また、予備費253万円につきましては、早急に整備を進める必要があったことから、実施設計業務委託と工事管理業務委託に充当させていただいたものです。

次に、決算書97から100ページにかけて。

歳出予算執行状況は4ページのナンバー47、タブレットの主要事業概要は71ページになります。

2款1項9目備考欄03移住定住促進事業の0301、移住定住・結婚支援に要する経費では、移住定住促進の観点から、婚活サポートセンターの運営による総合的な結婚支援と、移住希望者受入れ促進のための支援金制度を執行しました。

主な支出としましては、婚活サポートセンター相談員報酬、それから、わくわく茨城移住支援金320万円、結婚新生活支援事業費補助金240万円、移住促進住宅取得支援補助金1365万円などがございます。

次に、決算書163から166ページにかけて。

歳出予算執行状況は10ページのナンバー149になります。

5款1項1目備考欄02勤労者福祉施設管理運営事業の0201勤労青少年ホーム管理に要する経費につきましては、旧働く女性の家を本年度から下稲吉コミュニティセンターとして運営しておりまして、管理業務を市民課から引き継いでおります。

当初予算1128万8000円のところ、予算現額2095万2300円に対して執行額が1007万4609円、執行率48.0%です。勤労青少年ホーム等解体工事に係る設計業務委託料968万円を補正予算で計上させていただき、792万8800円を繰越明許といたしました。

最後になります。

決算書241から244ページにかけて。歳出予算執行状況は17ページのナンバー265、266、267、タブレットの主要事業概要は74ページとなります。

10款4項2目備考欄04公民館コミュニティ形成事業につきましては、教育委員会から市長部局に公民館事業全般の事務委任を受けておりまして、生涯学習課から事務を引き継いでおります。中学校区ごとに設置された地区公民館において、コミュニティ推進委員が中心となり幅広い年齢層の住民が交流参加できる移動講座、ハイキング、夏祭り、球技大会などの事業を展開したものです。

主要事業概要のほうをご覧ください、令和4年度の決算額、タブレットの画面のほうです。令和4年度の決算額784万3000円に對しまして、令和5年度は1057万6000円で273万3000円の増となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行したこともありまして、各種事業が再開したことによるものです。

○矢口龍人委員長

説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○設楽健夫委員

主要事業概要の74ページの先ほどの、千代田義務教育学校地区公民館のコミュニティ活動に対する件が書いてありますよね。先ほどの説明だと市長部局から事務移管を受けてというのは、これどういうことですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

昨年度中に、教育委員会から市長部局へ公民館事業に関しましては、地域コミュニティづくりの施策の一環ということで、そういった位置づけで公民館事業のほうをコミュニティ事業の一環として、こちら地域コミュニティ課のほうで委任を受けるという形を検討しまして、教育委員会から市長部局のほうに公民館の事業の全般の事務を委任するという形で、地域コミュニティ課のほうで受けたものでございます。

○設楽健夫委員

それは条例には記載されていますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

条例ではなく、事務委任の規則になります。

○設楽健夫委員

それはどこに書かれていますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

今回の資料のほうにはご用意してございませんで、今、例規集のほうを確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。

[午後 2時59分]

○矢口龍人委員長

休憩前に引き続きまして会議を開きます。 [午後 3時01分]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

規則名は、かすみがうら市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則ということで設定されておりまして、こちらの中で公民館の事業に関する事務を市長の補助機関である職員に委任するという形で事務委任の規則が定められております。

○設楽健夫委員

これは組織が大きく変更したわけですね。今まで公民館条例で規定されていた。今度コミュニティ推進の条例が出される。事務委任されているというふうに書いてありますけれども、これは条例で、例えばコミュニティ推進、3つの組織がありますよね、コミュニティ推進の霞ヶ浦中地区公民館、あと下稲吉中地区公民館のところ、あと千代田義務教育学校地区公民館と。公民館の様々な運営活動が行われているんですが、それがしっかり記載されていないんですね。そういうことについては、条例の中できちっと制定していただく。これはやっぱり微妙なところもあって、土浦市のコミュニティセンターとかそういうところも少し見て整理して、市長部局から委任されているとか、一般公民館活動をやっている人たちは分からないですよ。今もそういう説明されていましたけれども。要望事項です。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○櫻井繁行委員

地域安全対策に要する経費のところに入るのかと思うんですが、空き家・空き地バンク登録状況、決算審査関係資料の差し替えのほうを見させていただいているんですけども、縦計算がちょっと合っていないような気がするんですが、これはどのように解釈をすればいいのかお伺いしたいんですが。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

縦計算が合っていないと。申し訳ございません。誤植でございます。差し替えさせていただきます。

○矢口龍人委員長

やっぱり間違っている。そのままなわけこれ。これ足し算ができてないというだけのことになるのでは。

足し算が足してないのか。それとも何か思惑があるのかということは今聞いているんですよ、委員は。それに対しての答弁をちゃんとしてください。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

昨年度まで表計算ソフト、エクセルソフトを使って計算していたところの数字を、別なデータに入れ替えたときに、数字がそこで変換されなかったということで、間違いなくこちらの縦計算が合っていないと、こちらの間違いでございますので、修正を後ほどさせていただきます。

○櫻井繁行委員

それでは、空き家、空き地含めて、しっかり登録状況を差し替えで出していただきたいと思います。

それに追記して、決算ですので令和5年度のこの空き家バンクの登録状況、数値が間違っているのか合っているのか分かりませんがご答弁いただけますか。

○矢口龍人委員長

この横の数字は合っているんでしょう。それを話してくればいいんですよ。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

総件数の縦計算が合っていないだけで、ほかの数字に関してはこのとおり間違いございません。一番右側の年度末の登録状況につきましても、令和5年度に関しましては空き家が2件、空き地が2件ということでございます。

○櫻井繁行委員

令和5年度、それでは横の計算はしっかりしたものというところだと思うんですが、新規登録に関しては空き家が3件、これはKPI事業出納もありましたけれども、空き地のほうが1件ということでございます。これも決算のたびに言わせていただいているんですけども、この空き家・空き地バンクの登録って、非常にまだ伸び悩んでいる現状があると思うんですけども、新たな一手を考える時期にも来ているのかなと思うんですが、担当課としてはどのようなお考えがあるのか、お伺いしたいんですけども。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

委員ご指摘のとおり、昨年度の決算の際にもそういったご指摘いただいていたかと思います。令和4年度ですね。空き家バンクに関しましては、令和5年度は空き家・空き地バンクの登録が2件、2件ということでございまして、確かに数字としてはなかなか伸び悩んでいるところではあるんですけども。ご指摘いただいたところも踏まえて、今年度ですね、今年度に入ってから、実は4件、9月頭の時点で4件の登録がございまして、あと数件、そういった意向をお持ちの方の案件も抱えております。これ、窓口相談に来られた方ですとか、あるいは管理がちょっと行き届いていないというような空き家に関して、近隣から指摘があった空き家を訪問した際に指導書を送るんですけども、その際に空き家バンクを紹介したりですとか、あらゆる場面で紹介をさせていただいて周知をかけておりまして。もう少し今年度に関しましてはちょっと様子を見ていきたいなと担当課のほうでは考えております。

○櫻井繁行委員

空き家、空き地、これはどの自治体も結構近年の課題になっていて問題のところがあると思います。犯罪のそういった箇所になるおそれもありますし、やはり行政代執行なんかがないようにしていかなきゃ、しっかりと管理をしていかなきゃいけないと思いますので、令和5年度こういった状況ですけども、また次年度しっかり見させていただいて、しっかり、空き家、空き地がなくなって円滑に次の管理者のほうに渡せるような状況になれば非常にいいなと思いますし。民間活力なんかもしっかりと活用していただきたいと思います。

もう一点、その空き家バンクの登録状況は分かったんですけども、地域おこし協力隊の方々が入ってくれて、令和5年度のほうも活動をしていただいたと思うんですが、そういったところ、担当課として新しい方々、新しい家族が入ってきたことによって、何か、いい方向に進んでいるとか、そういったことがあればお伺いしたいんですが、いかがですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

地域おこし協力隊員に関しましては、地域未来投資推進課が担当課になってございまして、そちらのほうと、連携としましては昨年度空家等対策協議会のほうに地域おこし協力隊の方がメンバーとして入っていただいて、会議に参加していただいたという経緯がございまして、そういった連携をさせていた

だいております。

○櫻井繁行委員

もちろん所管が地域未来投資推進課なのは十分承知をしております。ただ、新しく空家等対策協議会に入っていたという、令和5年度実績があるわけですから、その方々からこういったアドバイスがあって、できれば新しい人材が入ってきているわけですから、その辺のところを、総合的に評価を、決算ですのでもさせていただきたいなと思ったんですが。特段、何もいい方向に進んだことはなかったという、そういった認識でよろしいんですね、今、課長の答弁をお聞きすると、いかがですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

空家等対策協議会の中で積極的に発言をいただいております、その辺に関しましては、担当課として大変感謝していますし、そういった発言に対して、今後の施策に関して参考にさせていただくということでございます。

○設楽健夫委員

決算書の96ページ、上段の14番、空家応急措置工事を、内容をちょっと説明してもらえますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

こちら、空家応急措置工事に関しましては、坂地区、田伏地区に非常に管理不全の空き家で倒壊寸前の空き家がございます、そちらの建物、主要道路に面しております、もう本当に柱1本で建っているような状況がございます、非常に危険な状況が以前から確認されておりました。これに関しまして、地権者、相続人の方と連絡を取ったんですけれども、解体といった措置を取っていただけない、なかなか話が進まないということでございましたので、市のほうとしまして応急措置の条例を適用しまして、建物だけ解体させていただいて、解体した資材に関しては所有者のほうで処分していただくというふうな合意の下に、応急措置として解体したという経緯でございます。

○設楽健夫委員

全面的に市が経費を負担したと。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

代執行の手続に関しても、こちらのほうで調べて進めるかどうかという判断になったわけなんです、裁判所等の手続で少なくとも1年以上かかるということでございましたので、待ったなしの状況の中で、市のほうとして応急措置の条例を適用させていただいて解体させていただいたという経緯でございます。

○設楽健夫委員

先ほど、管理不能空き家の4件という話がありましたけれども、ちょっと中身を教えてください。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

空家解体撤去補助金に関するご質問かと思います。この補助金、老朽化した空き家と、近隣に倒壊のおそれが近づいているとか、あるいは近隣の環境に悪影響を与えていると、そういうような状況の中で、一旦、措置の指導書を所有した地権者のほうに送って、その上で解体というお話になった場合には、市のほうで50万円を上限に半額の助成を行うというふうな事業でございまして、昨年度に関しましては、当初予算で100万円で2件、さらにもう2件要望がありましたので補正予算を計上させていただいて、合計200万円の補助を実施していたものでございます。

○設楽健夫委員

ここには163万7000円とありますけれども。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

失礼しました。実績の金額としては163万7000円です。4件で163万7000円ということになります。失

礼しました。

○矢口龍人委員長

さっきの答弁だと1件50万円で4件って言ったんだよ。訂正するならちゃんと訂正してください。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

訂正いたします。1件50万円というのは上限でございまして、上限の範囲内の補助ということでございます。今回は4件で合計163万7000円の補助ということです。

○佐藤文雄委員

歳入で交通安全対策特別交付金が465万3000円ですよ。これ、交通安全対策の合計金額が242万6600円、これはどういうことでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

こちらの交通安全対策特別交付金に関しましては、国のほうで算定した金額でこちらのほうに補助金が入ってくるという仕組みでして、充当先としては先ほど申し上げたような交通安全施設ということなんですけれども、定額、昨年に関しては465万3000円ということでございまして、この金額の主な充当先ということでの交通安全施設の整備に活用させていただいているというところなんです。

○佐藤文雄委員

ちょっと意味が分からない。これ、交通安全対策特別交付金でしょう。これは別なところにも流用はできないですけれども、交通安全対策とした費用として別枠で言っているということなんじゃないかな。それは財政担当のほうで仕分しているんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

この交付金、一般財源という扱いでございまして、金額は定額で補助をいただくんですけれども、充当先としてははっきりとしたところに充当というわけではございません。あくまで一般財源化されて、補助金として交付されているものです。主な充当先としては、先ほど申し上げたように交通安全施設の整備というところになります。

○佐藤文雄委員

国庫補助金は、これはそういう性格のものなんですか。この、例えば分担金とか、これは、いや一般財源として扱う、いや、地方交付税そのものが一般財源かなと思っているから、国庫補助金についてもひもづけがあるから、そういう一般財源と、それからひもつきの場合と違うということなんですか。これは一般財源で扱うものだということですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおり、こちら一般財源という扱いでございます。

○櫻井健一委員

決算書98ページの講座に要する経費の中で、実績を見ますと去年より倍ぐらい参加人数が増えているんですね。これ、何ページだろう。主要事業概要って僕ちょっと事業評価つきのやつなので、ちょっとページ数が分からないです、21ページ、僕は見ているんですけれども。

令和4年度で目標300人のところで203人という参加人数だったんですけれども、まちづくり出前講座の参加人数というところの数字を言っています。これで、今年495人って倍ぐらいになっていると思います。これは回数が何回で、それが増えたからとかと何か要因があるのでしょうか。教えていただけますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

こちら、まちづくり出前講座に関しましては、市民や、市民団体のほうからの要望によりまして、市

の職員が出向いて、様々な行政の施策であるとか、そういったものを説明させていただく機会を設けさせていただいているものでございまして、年度によって、そういった要望が多かった年と、ちょっと少なかった年がございまして、さらにその要望の多かった年で、その実際に参加された講座にお越しになられた方が多かった、実績として多かったということでございます。

○櫻井健一委員

この際にまた市民の要望等のことをお聞きされているのかと思うんですけども、そういった意見というのは、今、媒体的には紙だけなんでしょうか。それともその後からオンライン等でもお聞きとか質問等を受けることができるのでしょうか、教えてください。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

市民提案に関することかと思うんですけども、紙媒体でも、あと電子メール等でも受け付けさせていただいております。

○櫻井健一委員

あと決算書の98ページの、その工事に要する経費の中のポータブルマイクというところの12万7820円というのがあると思うんですけども、これは何か特別にこれだけのために用意してとかということなんでしょうか。流用とかされたりとかするんじゃないかと、もうこれだけのためのマイクであるんですかね。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

担当課のほうで様々な講座ですとか、あるいは地域ミーティング、そういったところで活用が多かったものですから、そういったところにも、この事業だけでなく別のところにちょっと流用させていただいて、有効に使わせていただいております。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○久松公生委員

主要事業概要の70ページですか、まちづくりファンドの事業が載っていますけれども、ここの指標で、令和4年度は目標が5団体に対して実績4団体で、令和5年度は10団体に対して1団体、ずっと令和5年度はいろいろここに書いてありますが、ちょっと利用する対象者がなかったというのを感じられるのですが、それを受けて、この令和6年度の15団体というのはちょっとあまりにも何か少し大胆過ぎると思うんですが。令和5年度の利用実績がということも含めながら、どういうふうにお考えなんでしょうか、令和6年度に対しても、お聞きしたいと思います。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

まちづくりファンド助成事業につきましては、令和5年度に要綱を改正しまして、ソフト事業、これまでハード事業も含めての要綱だったんですけども、ソフト事業に特化しまして、より使いやすい補助事業ということで、対象となる団体に関しましても、NPO法人のほか、社会福祉法人ですとか、そういったいろんな枠を広げまして、幅広くまちづくりに資するような活動を行う団体に補助しようということで、要綱を改正したものですから。もう少し実績が伸びるのではないかというふうなことで考えまして目標を設定したわけなんですけれども。ちょっとPR不足の部分もございまして、まだちょっと数字が伸びていない状況でございます。

○久松公生委員

要綱を変えて幅広くしたということは理解しました。先ほど課長が言ったように、今9月、半年たったので、残り半年、そういう周知も含めて、この目標に近づけるように努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○矢口龍人委員長

要望ですか。答えますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

はい、承知いたしました。

○矢口龍人委員長

ほかに。

（発言する者なし）

○矢口龍人委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○環境保全課長（山口由晃君）

環境保全課の山口です。よろしくお願いします。

まず、歳入における主な事業について説明いたします。

決算書33ページ、34ページをお開きください。

15款2項3目1節保健衛生費補助金で、備考欄の5段目にあります循環型社会形成推進交付金737万1000円でございます。内容といたしましては、浄化槽に関する交付金となりまして、こちらは対前年度比で39%の減となっております。

続きまして、決算書41ページ、42ページをお開きください。

16款2項3目1節保健衛生費補助金で備考欄の4段目にあります浄化槽設置整備事業費補助金184万2000円です。こちらは浄化槽設置に係る県補助金となります。こちら也是对前年度比で70%の減となります。

次に同じ枠内にあります自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金80万円でございます。こちらは家庭用蓄電池システム設備の設置補助金となります。設置に当たりましては、県から1件当たり5万円を限度として補助金が交付され、市の補助金と合わせまして10万円の補助となります。対前年度比は6%の減となります。

歳入、最後になりますますが61ページ、62ページをお開きください。

21款5項7目1節、こちらは雑入になります。備考欄の真ん中ほどになりますますが、旧新治地方広域事務組合施設解体事業費負担金145万8000円と、その下、旧新治地方広域事務組合跡地等管理費負担金15万7000円となります。こちらは内容といたしまして、土浦市と石岡市からの負担金で、施設管理費汚染負荷量賦課金等のものになります。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出における主な事業を説明させていただきます。

決算書160ページ、歳出予算執行状況は9ページの137番をお開きください。主要事業概要は75ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費7目環境保全対策費で、環境保全事業0102環境保全推進に要する経費、当初予算1844万円、増額の補正ということで98万円、予算流用4万5000円の減で予算現額が1937万5000円、執行額が1846万4165円で執行率95.3%となります。

内容といたしましては、決算書中段の特定外来生物等処分委託業務ということで456万7750円、こちらはアライグマ等の捕獲処分等の費用となります。年度途中で捕獲数の増加によりまして、予算の不足が見込まれました関係で補正を行いました。最終的に捕獲数の増加が予定まで行かなかったため、また

最後に減額補正をしております。

次に、再生可能エネルギービジョン及び地球温暖化対策実行計画策定業務1152万8000円でございます。こちらは令和4年度に、市の環境保全条例に基づきまして環境基本計画を策定しておりまして、令和5年度にゼロカーボンシティ宣言をしたのもありまして、国の施策と連動して温暖化を推進していくために、こちらの地球温暖化防止対策実行計画を策定しております。

次に、自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金190万円でございます。こちらは先ほど説明させていただいた件ですけれども、県が推進する事業を活用して、家庭用蓄電池システム設備の設置補助金となります。1基当たりにつきまして県と市で合わせて10万円の補助となります。

経費全体では前年度比較で530万8978円の増となっておりますが、主な要因は先ほど説明した地球温暖化対策実行計画を策定したことによるものでございます。

なお、流用の4万5000円ですけれども、廃棄物対策事業のほうで監視員が使用するカメラが経年劣化のため作動しなくなり、新規で購入するために流用しております。

続いて、決算書はその下になります。

同じ160ページ、歳出予算執行状況は9ページの139番をお開きください。主要事業概要は75ページになります。

0104の公害防止対策費に要する経費になります。当初予算5275万円、執行額が444万5575円になります。執行率は84.28%となります。こちらは市内の河川等の水質・土壌・臭気・騒音等について調査し、環境の達成状況を把握するための調査となります。内容といたしましては、初めに市内の河川水質等調査業務委託323万7850円でございます。次に悪臭防止法に基づき、悪臭等の臭気測定を行う臭気測定調査委託29万6120円。その下、最後に騒音規制法に基づき、市内の主要幹線道路を対象に騒音の評価を行う自動車騒音常時監視調査業務委託ということで59万8400円となります。

続きまして、決算書は162ページ、歳出予算執行状況は9ページの141番をお開きください。主要事業概要は76ページになります。

水質保全対策事業0201の浄化槽設置整備に要する経費、当初予算は4012万6000円、こちら減額補正3048万5000円により予算現額は964万1000円、執行額が854万2000円で、執行率88.66%でございます。内容といたしましては、浄化槽等設置事業費補助金737万1000円、こちらは水質保全及び生活環境の向上を図るため、家庭雑排水の適正処理と周辺水質浄化を行うため、浄化槽等の設置に対する補助となります。

全ての要望に国・県の補助を充てられるよう当初予定しておりましたが、計画数を下回ったため減額補正をしております。

続きまして、決算書は同じページの中段になります。

予算執行状況は10ページの144番をお開きください。主要事業概要は77ページになります。

廃棄物対策事業0301不法投棄対策に要する経費、当初予算は1206万7000円、こちら減額補正170万円等で、予算現額が1041万2000円、執行額が870万3736円、執行率83.59%となります。減額補正につきましては、環境保全監視員2名のうち1人が年度途中で退職したことによる報酬等の減となります。内容といたしましては、下から4段目になりますが、不法投棄処分委託として286万1490円、こちらにつきましては、不法投棄されて現在サテライトに保管しているごみを、3か年にかけて処分するもので、令和5年度から令和7年度を予定しております。

続きまして、決算書は164ページ、歳出予算執行状況は10ページ145番をお開きください。主要事業概要は77ページになります。

0302一般廃棄物処理に要する経費、当初予算は2億8750万4000円、減額補正が823万1000円で、予算現

額2億7927万3000円、執行額が2億6502万1379円で、執行率94.9%でございます。減額補正につきましては、霞台厚生施設組合の焼却施設解体工事の入札差金等による負担金の減でございます。

内容といたしましては、家庭系ごみの収集業務として、家庭系一般廃棄物収集業務委託1億5011万9200円でございます。また、霞台厚生施設組合負担金1億656万3000円で、こちらにつきましては、令和4年度還元施設の建設費があったため前年度よりは減となっております。

歳出、最後になります。

続いて、決算書164ページ、歳出予算執行状況は10ページ147番をお開きください。主要事業概要は77ページになります。

04旧新治地方広域事務組合跡地等管理事業0401の旧新治地方広域事務組合跡地等管理に要する経費といたしまして、当初予算、予算現額も75万7000円、執行額37万904円、執行率49%となっております。こちらに関しましては、内容といたしまして跡地の草刈り作業業務委託ということで26万8704円でございます。こちらにつきまして令和4年度は施設の解体費があったため、前年度よりは減となっております。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

浄化槽の件ですが、資料がありませんね。まあ、かなり減っているということなんですが。私も資料を作っていたんだけど忘れちゃった。令和4年度と令和3年度の実績、教えていただけますか。

○環境保全課長（山口由晃君）

浄化槽の設置の状況についてご説明させていただきます。

令和3年度につきましては43基の設置、令和4年度が35基、令和5年度は17基と、ちょっと令和5年度が減っております。

○佐藤文雄委員

いや、何で減ったんですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

減った原因というのは、徐々に単独浄化槽から合併浄化槽に転換していただいているという部分があるんですけども、なかなか啓発しても、正直、費用もかかることですから、全額補助ではないので、なかなか周知しても現実的に難しいところがあると考えております。

○佐藤文雄委員

上下水道課のほうもなかなか難しいと言って進まないんですよ。こっちもまだ進まないと言うと、霞ヶ浦の浄化の問題についてはどういうふうに考えているのかと疑いたくなっちゃいますよね。具体的にどういう働きかけをやっているかということが大事なんです。こういう働きかけをやったけれども、実際はこうなりました。だって、令和3年度が43基で、令和4年度が35基、それから17基に極端に減っているんですよ。これは問題視しないわけにはいかないですよ。どういうふうに考えていますか。

○環境保全課長（山口由晃君）

佐藤委員ご指摘のように、やはり担当課のほうでも問題視をしております、今年度から浄化槽の補助要項のほうを少し変更いたしました、小規模事業所でも転換を該当するように改正をしております。また、市内の事業所への啓発チラシということで、商工会を通じましてそちらのほうにも配布をさせていただいているところでございます。

また、今月予定しているんですけども、浄化槽の法定検査を受けた方の結果が県のほうから送られ

てきますので、単独浄化槽を使っている方に対して、補助等の啓発の案内チラシを郵送しようと考えております。

○佐藤文雄委員

分かりました。そういう具体的なものが、前に進める力になると思いますので、よろしくお願いします。

それで、ごみの搬入量が減っておりますよね。いいことだと思うんですが。プラスチックについては、こちらは処分委託をしているわけですよね。霞台クリーンセンターみらいはプラスチックを全部実際燃やしちゃっているんで、こちらはそういう環境に悪いということでこうなっていると思うんですが。この量は大体どうなっているのか。このごみの搬入についてもやっぱりプラスチックも入れておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。量的に分かりませんか。

○環境保全課長（山口由晃君）

提出させていただいた決算審査関係資料のごみの搬入量につきましては、今、佐藤委員がおっしゃった資源物のほうは入っておりません。あくまでも霞台クリーンセンターみらいに搬入している量ですので、本来であれば、入れた表のほうの方が分かりやすいのかと思うんですけれども、この表は入っていないので、今具体的に数字と言われると把握しておりません。

○佐藤文雄委員

金額だけは把握しているけれども、量は把握していないということですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

申し訳ございません。把握はしていると思うんですが、今数字を持ってないので、今お答えはできないんですけれども。

○佐藤文雄委員

じゃ、数字出しておいてください。

分かる範囲でも、ずっとプラスチックは本市は資源という形でやっていますので、これも経年度で出せるようにしてください。お願いします。

○環境保全課長（山口由晃君）

はい、分かりました。

○櫻井健一委員

決算書の160ページの特定外来生物等処分業務委託の下に、処分用備品というのがあると思うんですけれども、これはどういうものなんでしょうかね。

○環境保全課長（山口由晃君）

この処分用の備品というのは、実際にアライグマを処分する、殺すという言い方ちょっとあれなんですけれども、処分するときにガスを使っているんです。主にそのガスのお金です。

○櫻井健一委員

そのように、その業務委託というところがあると思うんですけれども、その委託の中には含むことができないようなもので、それは市のほうで負担するようなことということなんですかね。どうなんですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

委託している内容はあくまでもその処分、アライグマを捕獲されたところにわなを取りに行つて処分をして、それをあと、またわなを返すという委託内容になっておりますので、現状としては、そのガスとか、あと消耗品もあるんです。実際、その処分するところのその箱というか、その清掃するものだ

とか、そういうものは市のほうで一応消耗品として用意をしているのが現状です。

○櫻井健一委員

その処分する、その殺す部屋というものがあると思うんですけども、そこを執行するのは委託業者がやられているんでしょうかね、市でやられているんでしょうか、そこを教えてください。

○環境保全課長（山口由晃君）

処分する建物というか、霞ヶ浦庁舎にあるんですけども、そこで業者がそこに来て、そこで処分をしているというような状況でございます。

○櫻井繁行委員

先ほど佐藤委員からも指摘のあった浄化槽設置整備に要する経費のところなんですけど、これ、課長のご説明のように設置数、計画数が大幅に下回ったために、3000万円からの減額補正をして、それに伴って、県からの事業費補助金も、先ほどたしか70%減というお話があったんですけども、そういったこと、計画数を下回ったことが要因で、このような結果になったというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○環境保全課長（山口由晃君）

補助金に関しましては、基本的に国2分の1、県4分の1、市が4分の1ということですので、やはり設置数が減ると減っていくような状況になります。

○櫻井繁行委員

当初4000万円からのこの予算措置でこの事業が始まっていると思うんですけど、改めてその当初の計画数を教えていただけますか。

○環境保全課長（山口由晃君）

5か年計画ということで、令和5年度から令和9年度、それ以前の5か年度も同じなんですけども、年間60基ということで、その5年で300基ということで計画をしております。

○櫻井繁行委員

あと、このK P Iを見ると例年どおりなのかもしれませんが、啓発活動も行っていたいていると思うんですけど、令和5年度、この3回の実績、どのような形なのか伺います。

○環境保全課長（山口由晃君）

広報誌とホームページ合わせての数になります。

○櫻井繁行委員

コロナ禍も落ち着いてきているような状況にあるので、何かイベント、その環境美化のイベントだけに関わらずだと思うんですけども、基本的には農業集落排水や公共下水が整備されていない地域に、この合併浄化槽というのは推進して、もちろん、まずは霞ヶ浦の水質浄化に努めていかなきゃいけないと思うので、やはり広報誌・ホームページ含めて、次の一手を考えていかないと、先ほど5か年計画で60基、延べ300基ですから本当に程遠い計画になってしまうと思うんですけども。その辺はこう担当課として、5か年計画の令和5年度の決算ですけども、点と点を線で結んでいかなきゃいけない事業な気も僕はしているんですけども、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいのですが。

○環境保全課長（山口由晃君）

先ほどもお話しさせていただきましたが、担当課でもやはり問題視しておりまして、そのために繰り返しになりますが、要項を改正したり、幅を広げたり、あとは実際に単独浄化槽を使っている方に、今月、通知をするとか、そういう対策をまず取らせていただいて、今後もほかに検討をさせていただこうかなと思っています。

○櫻井繁行委員

課長おっしゃるように、要項、制度設計自体の緩和化というか、そういったことも考えていく必要あると思うんですね。たしか、この制度自体って合併浄化槽をもう入れられている方がその更新で使う場合には使えないじゃないですか。単独浄化槽から合併浄化槽はもちろん使えるんでしょうけれども、そのときに変えるときに、この制度を使わなかった方でも、もう一回更新のときに、例えば合併浄化槽の更新でこの制度が使えるようになると、もう少し制度自体の使い勝手がよくなるような気もしていますから。その辺も含めて要項をしっかりと、今の時代に合わせた形で作り替えていただければと思うんですけども、いかがでしょう。

○環境保全課長（山口由晃君）

その合併浄化槽から合併浄化槽の補助ということで、櫻井繁行委員のほうからも以前にもご指摘いただいたかと思います。現状、国と県の補助に合わせてということですので、その以前のお話もありましたので、私、最近県の担当者にも確認をさせていただいたところ、やはり現状としては単独浄化槽から合併浄化槽ということで考えているということでしたので。ただ、合併浄化槽から合併浄化槽の要望もあるという話をさせていただいておりますので、その辺はまた検討させていただく部分かなと思っております。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○設楽建夫委員

決算書の160ページの下のほうですけども、0104公害防止対策に要する経費のところの12番、河川水質等調査業務委託、これは、どこに業務委託をしているのか。その調査ポイントについては、どういうところを基本的には調査ポイントにしているのか。この水質調査は何を目的にやってるのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○環境保全課長（山口由晃君）

まず、業務委託ですけども、つくば市にあります株式会社江東微生物研究所というところに業務を委託しております。

また、ポイントにつきましては、河川とか地下水とか、いろんなものを調査しているんですけども、特に地下水有機物なんていう調査につきましては、以前、周りで有機物のものを使っていたところ、具体的にいいますと、以前クリーニング店を営んでいたところの周りというところを地下水有機物の13か所ではっております。あと、そのほか工場事業所なんかにつきましては、市内のある程度大きなところの事業所ということになりますし、あと、ゴルフ場も市内の5つのゴルフ場を測定しております。

また、水質に関しては一応法的なものとか、条例の基準を守るようにとか、あとは、工場事業所につきましては、事業所ごとに公害防止協定を結んでいる事業所もありますので、例えば排水の基準値だとか、そういうものを守っていただくように基準値ということで測定をしております。

○設楽建夫委員

今日、漁師の人とも話をしてきたんですが、霞ヶ浦のワカサギはもう壊滅状態なんですね。シラウオも1回のトロール漁で20キログラムぐらいしかもう獲れない。北浦は漁師はトロール漁の分のはもう0キログラムに近いと、このままでは北浦になってしまうと。皆さん言っているのは、温暖化だけなんだろうかと。過去、4年前にレンコンのグランドオンコルを配布したときに、堤脚水路に魚が浮いたんですね。行方市のほうにハクレン含めて相当数の魚が浮いたという経過もあった。あと、国のほうでも石岡市高浜地区のほうの養魚場の人がそのことを訴えて、国の担当者も来て、この水質調査については行

っていくというような話を3年前には聞いたことがあるんですけども、この霞ヶ浦が今北浦と同じような状況になっていってしまうという状況の中では、魚がなぜ死滅していこうとしているのかということについても、国のほうとも、県のほうとも調整しながら見ていく必要、このままでは漁業者は壊滅状態になりますから。最近の傾向はハクレンが浮き始めた。ハクレン10キログラムありますけれども、そこにナマズが群がっている。今日の漁師もそういうのが起こるのは初めてだというふうなことを言っていましたけれども、霞ヶ浦のほうは、今もうナマズとハクレンとボラ、これが主要魚種ですからね。

そういう意味では、霞ヶ浦の水質について、やっぱり本市も、うちだけではないんですけども、連係プレーを取っていくということも含めてやっていかないと、霞ヶ浦はもうすぐ北浦になってしまうというのが、会う漁師の人たちが口々に言っている内容になってきているんですね。

そういう意味では、この水質調査は主要データとかそういうものだけではなくて、霞ヶ浦の生態系が変わっていってしまうということにもつながっていく可能性がありますから、その辺もちょっとこの水質調査の中で、今報告がありましたけれども、ちょっと状況は深刻になってきているということで、手を入れていていただきたいなと思います。

○環境保全課長（山口由晃君）

この河川水質等調査につきましては、あくまでも市内の河川とかの調査でありまして、霞ヶ浦につきましては、一応国のほうでの調査となりますので、国と県とよく連携したりして、情報共有したりということになるかと思いますが、調査自体は現状ではやっております。

○設楽建夫委員

苦肉の策じゃなくて、現状はよく調べて県・国に伝えていかなきゃ駄目ですよ。

○矢口龍人委員長

答弁しますか。

質問になってないよ、だって。質問になってないよ、答えられるのか。

ほかにありませんか。

質疑を集結いたします。

それでは、続きまして説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課所管分の令和5年度一般会計決算の歳入について説明させていただきます。

決算書見開きで29、30ページをお願いいたします。

款国庫支出金、項国庫負担金です。右側備考欄、上から2番目に計上する保険基盤安定負担金3715万4541円になりますが、こちらは保険税の減額に充てる国庫負担分で、保険税減額分のうち支援分相当金額の2分の1に当たります。

併せて、37、38ページをご覧くださいと思います。

款県支出金、項県負担金です。右側備考欄の下から2つ目、国民健康保険事業負担金に計上する保険基盤安定負担金1億1334万4688円になります。先ほどの国庫負担金同様の財源になります。保険税減税分の県負担分です。減税分のうち、支援分相当金額の4分の1及び軽減分相当金額の4分の3に当たります。

続きまして、次の節、後期高齢者保険基盤安定負担金8462万4103円になります。こちらは、国民健康保険制度同様、後期高齢者医療保険料の減額に充てる県負担分です。保険料減額相当金額の4分の3に当たります。

これら歳入については、各特別会計繰出金に充当し、保険税減額の減収補填に充てられます。

続きまして、同じページ39、40ページをご覧ください。

項県補助金、目民生費補助金の中央のやや下に計上する03節医療福祉費補助金 1 億518万9000円になります。こちらは医療福祉制度、通称マル福ですが、そちらで支給する医療費のうち、県が要綱で定めた対象医療費の2分の1の県補助金でございます。

以上が国保年金課分の主な歳入になります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

国保年金課に係る歳出の歳出予算執行状況は6 ページ、87番目からになります。

決算書、121、122ページをご覧ください。

決算書121ページの最後の目、款民生費、項社会福祉費、目医療福祉費に計上する医療福祉費に要する経費（市単独分）についてですが、タブレットの主要事業概要は78ページをご覧くださいと思います。

歳出予算執行状況については89番目に計上してございます。予算現額7844万3000円に対して執行額が7636万3704円で、執行率は97.35%になります。

決算書は次のページにまたがりますが、県補助対象としていない小児区分に係る所得制限拡大分及び外来分医療費、妊産婦の産婦人科以内での医療費、入院外来の医療費制度自己負担金の医療費の扶助でございます。

主要事業概要の指標としては、外来自己負担金助成額を上げておりますが、前年度2979万438円から3196万7764円、7.3%の増額となっております。令和5年度は特にインフルエンザが流行し、厚生労働省が公開している定点あたりのインフルエンザの報告数が前年度対比で6.8倍ほど増加している状況でした。

続いて、決算書は同ページ、123、124ページの下に目を下ろしていただきまして、右側備考欄の事業、国民健康保険特別会計繰出しに要する経費についてです。歳出予算執行状況については90番目に計上してございます。令和5年度は、総額で3億1065万4784円を国民健康保険特別会計のほうに繰り出してございます。

続きまして、後期高齢者医療保険特別会計繰出しに要する経費についてです。予算執行状況については92番に計上してございます。

茨城県後期高齢者医療広域連合に係る運営負担金及び後期高齢者医療特別会計に係る繰出金でございます。先ほど歳入で説明させていただいた国・県負担金の保険基盤安定負担金はこの繰出金に充当し、保険税及び保険料の減額の減収補填に充てられております。

以上が国保年金課の説明になります。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

決算審査関係資料でいただいたやつの医療福祉費事業実績とありますよね。これ、令和5年度のやつを決算書と併せて説明できますかね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

申し訳ございませんでした。決算書は121ページ、122ページを見開きで閲覧をいただきたいと思います。

こちらの提出させていただいた決算審査関係資料の県補助の列に計上します令和5年度2億3168万

3969円につきましては、決算書122ページに計上します下から2番目の事業ですね。医療福祉費に要する経費と計上しております19節の扶助費、そちらの医療費（県補助金）2億3168万3969円という形になります。

続きまして、次の、決算審査関係資料上は次の列になります、（市単独分）になります。

こちらは次のページをお開きください。決算書124ページになります。

そちらの一番上の枠にあります19節の医療費（単独分）3568万2689円、そちらの金額が計上されております。その下に19の扶助費、入院・外来自己負担金3196万7764円、そちらのほうはこちらの資料上の次の列、外来自己負担金の額になってございます。

○佐藤文雄委員

ありがとうございました。

それで、妊婦とか小児とか、ひとり親（母子、父子）、心身障害というような形で、内訳があるということですね。確認です。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のお見込みのとおりでございます。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

質疑を集結いたします。

次に、議案第57号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（廣原正則君）

国保年金課豊崎課長から説明をさせていただきます。

○矢口龍人委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、令和5年度国民健康保険特別会計決算について説明させていただきます。

歳入の説明させていただきます。

決算書268、269ページをご覧ください。

国民健康保険税については、令和5年度現年度調定額は、前年度比較で6.1%減の7億6787万8600円、収納額は7億1341万4226円、収納率は92.9%で前年度より0.6%減少してございます。調定額が減少となった要因は、社会的背景として被保険者数の減の影響が主な要因と認識してございます。一般被保険者分の過年度調定は1億9270万2853円、収納額は5584万2746円、収納率は29%、前年度より2.8%増となっております。

決算書は、272、273ページをご覧ください。

県県支出金、項県補助金、目保険給付費等交付金ですが、右側備考欄の普通交付金28億4729万281円については、県の負担する医療給付費相当分でございます。特別交付金については、法令等で定める減免制度や給付制度及び収納率向上や医療費適正化などの成果によって交付されるものでございます。

続いて、次のページ、274、275ページをご覧ください。

中ほどにある款繰入金、項一般会計繰入金についてです。一般会計から繰入金として総額 3 億1065 万 4784 円を繰り入れてございます。前年度に対しまして 29 万 7018 円ほど減額となっております。次の項、繰入金についてです。令和 5 年度は歳出の事業費納付金に対して保険税収入等の財源が不足したことから、基金により 1 億1000 万円の赤字補填を行ってございます。

次の款繰越金について、前年度から 3253 万 6593 円を繰越金として計上してございます。

続いて、歳出を説明させていただきます。

国民健康保険特別会計に係る歳出予算執行状況は 19 ページからお願いいたします。

決算書 280、281 ページをご覧ください。

ページ中央に計上しております 02 款保険給付費です。歳出予算執行状況については 20 ページ、6 番目からになります。

1 項全体で説明させていただきます。1 項療養諸費については、予算現額 26 億 32 万 6000 円のところ、執行率は 94.7% とし、24 億 6477 万 9094 円になりました。1 人当たりで換算すると 28 万 7337 円、前年度比で 2.4% ほど 1 人当たりの医療費は増えてございます。このことにつきましては、昨年度までの急激な増加は落ち着き、平時に戻りつつありますけれども、増加傾向にあり、高齢化比率や医療技術の高度化があるものと考えてございます。

続いて、決算書 284、285 ページをご覧ください。

款国民健康保険事業費納付金についてです。歳出予算執行状況については、20 から 21 ページの 21、22、23 番に計上させていただいております。

本市の令和 5 年度は款総額で 11 億 8347 万 2677 円県へ納付金として執行しており、前年度と比較して 5.9%、6636 万 1177 円が増えてございます。要因としては、納付金算定の基準となる令和 3 年度から令和 4 年度の医療費がコロナ禍における受診控えがあった頃から平常時に戻り、かつ高齢化及び医療技術の高度化による影響で 1 人当たりの医療費の増加となり、納付金の額に影響しているものを認識してございます。

決算書 286 ページ、287 ページをご覧ください。

保健衛生給付費に要する経費になります。歳出予算執行状況については 21 ページ、27 番に計上させていただいております。事業の予算現額が 1266 万円に対して執行額 1076 万 1411 円で、執行率は 85% になります。増加する医療に対して医療費適正化の取組の充実を図ってございます。

決算書 288、289 ページをご覧ください。

支払準備金積立金に要する経費になります。事業の歳出予算執行状況については、21 ページ、29 番目に計上させていただいております。事業の予算現額は 1021 万 6000 円に対して執行額 1021 万 5477 円、執行率は 99.9% になります。前年度の繰越金から補正等の財源を充てた後、残額を国民健康保険支払準備金に 1021 万 5477 円積立てを実行し、一方では、歳入では取崩しを行っており、年度末の基金残高は総額で 2 億 9523 万 7635 円の現在高となります。今後、高齢化や社会情勢を踏まえた国民健康保険の財政基盤は課題が多く、厳しい財政運営が予想されます。

続いて、決算書 292 ページをご覧ください。

以上、国民健康保険特別会計ですが、収入総額、円単位で申し上げます、41 億 7991 万 1711 円、歳出総額 41 億 7182 万 6763 円とし、実質収支は 808 万 4955 円、収支については令和 6 年度に歳入として繰越金に計上いたします。

以上が国民健康保険特別会計決算についての説明になります。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

実質収支のところの推移を令和3年度から見ていて、1億1735万3000円から令和4年度は3253万6000円で、今年に限って808万5000円となっております。

これ、国民健康保険の税額で何が起きているのかというか、この推移を教えていただけないでしょうか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

実質収支が減った理由としては、第1の理由としてコロナ禍の影響が考えられます。事業費納付金については、算定する年度が医療費の状況等により計算いたしますけれども、令和5年度事業費納付金の算定基礎は、令和4年度前半までの医療費の状況が加味され、コロナ禍の令和2年度の受診控えの影響が令和3年度に改善して反発しています。以降継続して令和4年度も影響されたものと考えられること、また、特にがんなどの高額となる医療費が増加したことで令和5年度の事業費納付金に影響されたものと考えられます。

一方で、国民健康保険税ですが、被保険者の分は、令和4年度に税率改正を行ったことで減少となり、この差が大きく実質収支に影響したものと考えられています。

○櫻井健一委員

また今年1億1000万円基金を取り崩すということがありましたけれども、こういったことというのは、きっと望ましくない状態だと思うんですけども、こういう状態を打破するための何か策などはございますでしょうか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和5年度は当初1億3000万円ほどの基金の繰入れを見込んでおりまして、そちらのほうで収納率の伸びであるとか、あと臨時的な財源等が入ったことで1億1000万円ほどにとどめてございます。

今後ですが、令和6年度に税率改正を行ったところですが、当初予算で6300万円ほどの基金繰入れを予算化してございます。今後高齢化の影響もあり、将来的には国民健康保険特別会計そのものが厳しい運営になることが想像もできますので、今後そちらに注視してまいりたいと考えてございます。

○櫻井健一委員

国民健康保険税の改定などということも視野に入っているとは思いますが、これは不能欠損ですとか、未収納額を見ますと、それについていけない市民が多いんじゃないかと思うんですけども、そこに関してはお考え何かありますでしょうか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

おっしゃるとおり税率が上がったことで、負担が多くなった市民がいらっしゃるかと思います。そちらのほうにつきましては、今後も十分に意見等を取り込みながら運営のほうに展開していけたらなと思ってございます。

○櫻井健一委員

市単独では結構解決できる問題ではないのかもしれないんですけども、ちょっと不安な状況になっているのかなというような不安ですとか、市民のほうから、ちょっと高過ぎてどうにもならないというような声もありますので、ぜひそこら辺の声も加味して、今後改定のほうよろしくをお願いいたします。

○矢口龍人委員長

答弁求めますか。

[「いいえ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ほかに。

○佐藤文雄委員

今、櫻井健一委員が言いましたように、積立金の問題なんかで取り崩したけれども、また積み上げています。国民健康保険支払準備基金ですね、取り崩したけれども、また繰り入れるということで、2億9523万7000円になりましたよね。その前は令和5年度は3億9543万1000円、プラスマイナス見てなかったのは、ごめんなさい、令和4年度ですか、令和4年度は2億9956万6000円だったんですよね。それから考えると、あまり変わっていないんですよ、いわゆる支払い準備基金が。

一方で、調べると、前にも何回か言っていますけれども、どんどん保険料を4方式から2方式にしましたよね、所得割と均等割に。そのときに、3割の方が上がってしまったというのが現実にあるわけですね。よくよく考えますと、今、櫻井健一委員が言ったように赤字ではなかったんですよね、ずっと。ただ、決算的にはかなり厳しい状況になったというのを見ると、やはり一番大きいのは、一般会計からの繰入れが減っているというのは原因なんですよ。つまり、県に移管をしたら繰り入れちゃ駄目だという、こういう強制的なやり方がされているということが大きいだと思うんですね。だからといって、繰り入れちゃ駄目だという法律はないんですよ。ですから、あまりにも高ければ、繰入れをするということも考えられるということなんです。

ただ、今のところは繰入れをしなくても現状のままやれるんですね。来年度はどうなるのかは、来年の決算で見なければいけません。ですから、そういうところを考慮しながら、あまり高い国民健康保険税だと大変なことになるということは認識していると思うんですが、いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

佐藤委員のおっしゃっている一般会計からの繰入金の内容ですけれども、赤字補填目的の繰入金になるかと思います。こちらのほうは、平成30年度の制度改正以降、厳に慎むこととして国のほうからそういうふうな指導になってございます。

また、国民健康保険は特別会計で運用してございますので、特別会計はその財源を、特定の支出に係るものは特定の財源を使わなければいけない理由になってございますので、そういったことで、制度上赤字補填目的の繰入れはできないこととなっております。

○佐藤文雄委員

なっていないの、そんなの。それは国会でもちゃんと答弁されているんだよ。繰り入れちゃ駄目だということは言えないんだから、そういう認識が間違っていますよ。じゃ、そういうのが国会答弁でありましたか、国は絶対繰り入れちゃ駄目だという。それはもうここで議論してもしようがないから、それは後で出してください。

それで、実際には令和元年度はちゃんと繰入れしているんですよ、法定外一般会計繰入金は。1億2309万4000円繰り入れているんですよ。平成30年度も1億2000万円繰り入れてしているんです。つまり、県が主導するようになってから、こういうふうに一般会計繰入れをするなという、そういう強制がなされているというのが大きな原因だということを確認してください。

それで、今、滞納の問題があります。滞納で年代別の対応がありますが、年代別に高い順でその滞納の割合、ご報告いただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

年代別の収納状況としまして、今回提出させていただいた決算審査関係資料5になります。こちらの決算審査関係資料5になります。

こちらで見ますと、20代以下で収納率が73.83%、30代で76.37%、40代で88.01%、50代で83.69%、60代で94.86%、70代で98.39%で高年齢になるに従い収納率は上がっておりますが、低年齢層で低い状況が見られます。

○佐藤文雄委員

だから、高齢化と言ったって、高齢の人たちはきちっと保険料を払っているの。ただ、あまりにも高過ぎて、今言った働き盛りの40代や30代の人たちが大変なんですよ。20代なんかは、とても大変ですよ。今言ったように、逆に言うと、滞納は32%ですから、3割。それから、40代は2割ですよ。高齢者と言われている60代から70代の人8%、70代は3.8%ですよ。こういう実態があるということなんですよ。

だから、払いたくても払えないということは、救い上げなきゃいけないというのが原則だと思うんですね。

それから、滞納世帯数で1番、無職、農林水産、自営業、被用者、その他というのがありますよね。その資料を冊子にしてください。ありますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ご質問の内容ですが、決算審査関係資料6の内容になってくるかと思います。左側の表になります。滞納世帯の職業構成になります。令和5年度の内容になりますが、無職の方が780世帯、農林水産業の方が8世帯、自営業の方が78世帯、被用者、こちらは給与収入がある方と考えてください、431世帯。その他に区分されていますが、こちらは、不動産であるとか株とか、その他一時的な所得があった場合と考えてください、52世帯。合計で1,349世帯の構成になります。

○佐藤文雄委員

そういうことで、滞納世帯についても無職の方が多いということなんです。無職というのは、年金が主だと思うんですよ。それから、被用者保険の人、これは非正規労働者ですよ、主に。フリーランスもそうだと思うんですね。これは32%占めている。

だから、国民健康保険全体の構成そのものもかなり厳しい構成の中にいるということ、協会けんぽとは違うという性格があるということだけは認識していただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらにつきましては、国民健康保険上の課題として国でも挙げられており、今後の課題であるかと認識してございます。

○佐藤文雄委員

今回資料が出ていないんですけども、国庫負担金が経年度でどのくらい本市に入っているか、全体の国民健康保険特別会計に対して国の支出、それを後で出していただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

大変申し訳ございません。

平成30年度の制度改正以降、給付負担割合の国庫補助金の32%に当たる部分については、県のほうに入っていますので、市町村のほうにはその歳入がなくなりましたのでご理解いただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

これは、何、国庫支出金というのは出せなくなったんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

おっしゃるとおりです。

医療費の財源内訳である国庫負担金と県負担金の部分ですが、それぞれ医療費総額の半分を今まで占めていた部分ですが、そちらのほうは県の歳入になっていますので、かすみがうら市には計上されてございません。

○佐藤文雄委員

分かりました。取りあえず、あとは数字のところで決算審査関係資料9がありますね。この決算審査関係資料9というのは、いわゆる均等割の7割、5割、2割の軽減の世帯対象数と金額ということの理解でよろしいですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のお見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

この法定減免の世帯数についても、令和5年度で7割世帯の方、全体的に減っていますよね、国民健康保険の方がね。減っているんでしょう。減っていますけれども、7割軽減の方が増えたんですね。5割軽減も、それから2割軽減も増えているようですよね。いかがですか、前年度と比べて。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。

[午後 4時39分]

○矢口龍人委員長

休憩前に引き続きまして会議を開きます。[午後 4時45分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ご質問の軽減世帯数ですが、令和4年度と令和5年度を比較しまして、令和5年度は世帯数が増えてございます。

具体的に申しますと、7割軽減世帯が1,581世帯、昨年度は1,545世帯、5割軽減世帯が今年度が861世帯、昨年度が816世帯、2割軽減が732世帯で、昨年度が678世帯になります。こちらの要因ですが、高齢化が進む中で、全体的に所得が少ない方が多くなっている傾向があるのと同時に、社会保険制度の要件拡大がございました。こちら令和4年度10月から要件拡大がありまして、事業所の人数が501人から101人の事業員数を抱えるものについては、社会保険のほうに入るよう義務化されてございます。ある一定の収入がある方については、社会保険のほうに移行していますので、軽減世帯の割合が増えた要因の一つになるのかなと考えてございます。

ちなみに軽減の金額なんですが、均等割で医療費分として医療費給付分と後期高齢者支援金分とございまして、これを足して4万6000円となつてございます。こちらが7割軽減になりますと1万3800円、5割軽減で2万3000円、2割軽減で3万6800円、年間でかかる経費になってございます。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○設楽建夫委員

決算書の264ページ、県支出金のところで、県補助金はどのように決定されているのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

県補助金ですね。決算書272ページ、273ページをご覧いただきたいと思います。

上の列になりますが、県支出金、県補助金につきましては2つ節がございまして、普通交付金と特別

交付金とございます。

普通交付金については、こちらは平成30年度に制度改正以降、県が財政運営主体となったことから、県内全体の医療給付費を県が負担することになりました。各市町村の医療諸費及び高額療養費相当分の金額がこちら、普通交付金として県が交付してございます。

特別交付金ですが、こちらは、まず保険者努力支援制度につきましては、医療費適正化に向けた取組に対する支援を行うための保険者の取組状況に応じて交付されるものです。

特別調整交付金市町村分ですが、こちらは保険安定化及び県の交付要綱に定める保険事業の充実分で、こちらは例えば子どもの均等割の軽減、半額に軽減していると思いますが、そちらに対してもこの財源に含まれてございます。特別調整交付金の2号分ですが、これは画一的な想定方法によって措置できないような特別な事情を考慮して交付されているものです。例えば火事や地震などの災害での減免など、そういったものに100%こちらのほうで充てられてございます。あと、特定健康診査負担金、こちらのほうにつきましては、市内で行う特定健診の補助基準の分で、国の財源を含む3分の2の補助金が入ってございます。

○設楽建夫委員

地方交付税等は算定台帳を出しますよね。うちのほうがこの県支出金の額を設定していく場合の何らかの書類を出しているんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

まず、普通交付金なんですが、県のほうに資料を提出してございます。

○設楽建夫委員

その資料についても、こちらに提出してください。

○矢口龍人委員長

資料は出せるんですか。資料の提出はできますか。

暫時休憩します。 [午後 4時53分]

○矢口龍人委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。 [午後 4時55分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

内容については、かなり膨大な内容になってきますので、出せるか出せないかを含めて、今後の検討とさせていただいてもよろしいでしょうか。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○佐藤文雄委員

それと同じように国民健康保険事業費納付金なんかもこちらで結果的に数字を入れて、この金額が決まるんですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

事業費納付金につきましては県が試算してございます。

○佐藤文雄委員

県の言いなり、つまり、県がこれだというふうにして、分かりましたという感じですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

各市町村の医療費の推移等を算定根拠にして、次年度の伸び率を掛けて納付金の算定を行っています。

○佐藤文雄委員

今、県が出していると言ったんでしょう。だから、県が出しているわけだから、県がその根拠なりを一連として出しているということでしょう、県の合計で。県のほうを、だから、これですよというふうに言われて、本市は、それで、はい、納得という感じなんですかということなんです。だったら、そういう資料は出せるでしょう、県が出しているわけだから。県が出している資料を出せますね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらについては提出することができます。

○矢口龍人委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

質疑を集結いたします。

以上で、議案第57号に対する質疑は全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

○佐藤文雄委員

この認定には反対しています。

前回の2方式になって、それから結果的に上がる方が多くなったということが現実にあるわけですね。今ちょこっと、いろいろ話しましたが、かなり厳しい中での国民健康保険特別会計になっているとはいっても、逆に払うほうが厳しいと。払いたくても払えないという現状がある。これは逆に改善をするということが必要だと思います。

後でもうちょっとまとめて本議会では討論をしますので、反対です。

○矢口龍人委員長

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○矢口龍人委員長

起立多数であります。

よって、本案は賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。

〔午後 4時59分〕

○矢口龍人委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。〔午後 4時59分〕

次に、議案第58号 令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（廣原正則君）

国保年金課豊崎課長から説明をさせていただきます。

○矢口龍人委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、令和５年度後期高齢者医療特別会計決算について説明させていただきます。

歳入の説明をさせていただきます。

決算書297、298ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料については、令和５年度の現年度調定額は、特別徴収２億9874万9000円及び普通徴収１億6505万9800円を合わせて４億6380万8800円、前年度比較で3970万2600円、9.4%増となり、収納額は、特別徴収と普通徴収合わせて４億6333万2842円、還付未済額を除いた収納率は99.5%で、前年度と比較し0.2%増となっております。

続いて、歳出を説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計に係る歳出予算執行状況は、22ページからお願いいたします。

決算書301、302ページをご覧ください。

中ほど、款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、全体の大部分支出に当たります。執行額は10億1646万8397円、前年度比較で6.4%増加してございます。保険料及び療養給付費負担金の増加に影響するものです。

続いて、305ページをご覧ください。

以上、後期高齢者医療特別会計ですが、収入総額、円単位で申し上げます、10億6452万5043円、歳出総額10億3421万9893円とし、実質収支は3030万5150円、収支については、令和６年度収入に繰越金として計上いたします。

以上が後期高齢者医療特別会計決算についての説明になります。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

決算書300ページの療養給付費負担金精算金2925万3728円、これについて教えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

こちらにつきましては、令和４年度の後期高齢者医療広域連合に納めた医療給付費負担金の精算金になります。こちらの医療給付費負担金は、前年度の予算において医療費がある一定の見込みを後期高齢者医療広域連合のほうで算定しまして、その実績をもって精算するものでございます。

○佐藤文雄委員

これは順繰りに回ってくるということですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お見込みのとおりです。

○矢口龍人委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

令和４年10月１日から75歳以上の方で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が２割になりますというのがあるんですが、これはいろいろ影響するんですけども、令和４年10月１日からのこの窓口負担ですね、窓口負担の割合についてちょっと教えていただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

大変申し訳ございません。今手持ちで資料がございません。

○佐藤文雄委員

通常は1割なんですよ。それが2割というのが出てきて、今度3割というのもあるんですよ。もうこれ、決算でもそういう意味で、2割負担の方も出てきているわけですから、結果的にね。市のそういう1割負担と2割負担と3割負担の人はその割合も分かりませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ご質問の内容ですが、令和5年度末における被保険者の負担区分、3割・2割・1割の構成だと思うんですが、今手持ちで資料を持っていませんのでお答えすることが難しいです。

○佐藤文雄委員

じゃ、後で出してくれますか。それで、ついでに1割と2割と3割になる、そういう要因も含めて教えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

調製して提出させていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

終わり。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

質疑を集結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

反対です。

制度そのものに欠陥があるからね。あとは、いろいろ理由はこれまでのやつで、調べたやつで本会議で正式に討論します。

○矢口龍人委員長

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので。

本案は異議がございますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○矢口龍人委員長

賛成多数であります。

よって、本案は賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

ここで訂正がございますので、廣原部長、お願いします。

○市民部長（廣原正則君）

すみません。先ほど環境保全課の山口の答弁のところでございます。

櫻井健一委員から質問のありました特定外来生物の処分用備品の話でございまして、ページとしては

決算書159ページ、160ページのところでございます。

すみません、中段のところで、環境保全事業のところの特定外来生物等処分用備品 5万3244円。これについて何かという質問でございまして、こちらの山口の答弁としては、ガスの購入ということでお答えしたところでございますが、正式にはガスの購入については消耗品で買っていますので、それは間違いでございまして、こちらの備品につきましては、ガス室のところで、かごがございまして、それをかぶせましてガスを投入するんですが、そのかぶせるもの、それを購入したところでございます。それはもともとあるんですが、さらに1基またさらに追加で購入しまして、実際には、例えば業者が軽トラックで行きまして、現地で本当は処分できるように、そんな形で計画して購入したところなんですが、実際には、その処分が現地の方が嫌だと、嫌われたところもありまして、実際には使っていないんですが、予備として購入したと、そんな形でございます。

○矢口龍人委員長

それでは、続きまして、議案第56号うち、市民部市民課の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（廣原正則君）

市民課小池課長から説明をさせていただきます。

○矢口龍人委員長

それでは、説明を求めます。

○市民課長（小池陽子君）

それでは、議案第56号 一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、市民課所管分についてご説明いたします。

最初に、歳入になります。

決算書29、30ページをお願いいたします。

15款2項1目1節総務費補助金、備考欄2段目になります。マイナンバーカード交付事務費補助金1258万7000円は、マイナンバーカードの普及啓発のため申請受付及び交付に係る職員人件費や消耗品費、郵送料等の事務経費が対象となっている補助金となります。補助率は国10分の10となります。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出における主な事業についてご説明いたします。

決算書105、106ページをお願いいたします。

歳出予算執行状況のほうは4ページ、57番戸籍事務に要する経費になります。なお、タブレット端末の主要事業概要につきましては79ページになります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、02戸籍住民基本台帳等事業のうち、0201戸籍事務に要する経費706万3163円であります。当初予算、予算現額ともに1286万9000円に対しまして、執行額が706万3163円で執行率は54.89%です。主な内容は、12節の戸籍システム保守委託と戸籍システム使用料になります。前年度に対しまして700万3340円減少しております。その主な理由につきましては、戸籍広域交付等のシステム改修委託が完了したため減額となったものであります。また、戸籍に氏名の振り仮名を追加するための戸籍情報システム改修委託565万4000円につきましては、令和6年度へ繰越明許となっております。

次に、決算書106ページ、中段になります。

歳出予算執行状況は、4ページ、58番、住民基本台帳事務に要する経費となります。0202住民基本台帳事務に要する経費3556万8914円であります。当初予算3642万5000円、予算現額4259万5000円に対して執行額が3556万8914円で、執行率は83.5%となります。主な内容は、各窓口センターの事務に要する経

費で、千代田窓口センター、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所の会計年度任用職員数10名分の報酬等となります。

また、12節住民基本台帳システム改修委託18万7000円、こちらは令和5年度に向原土地区画整理事業の換地処分に伴いまして、住所変更に係る住民基本台帳システムを改修した経費となります。予備費から流用しております。前年度に対しまして294万9789円減少しております。その主な理由につきましては、マイナンバーカード所有者の転入転出手続ワンストップ化システム改修業務委託が完了したため、減額となったものです。

また、戸籍の附票及び住民票に氏名の振り仮名を記載し、マイナンバーカードに氏名の振り仮名とローマ字表記等を記載するためのシステム改修業務委託と、それに伴うコンビニ交付システムの改修業務委託550万円につきましては、令和6年度へ繰越明許となっております。

なお、マイナンバー関連の事務につきましては、全国の自治体が地方公共団体情報システム機構 J-LIS にマイナンバーカードの申請受付、作成等を委託しております。

マイナンバーカードの交付状況でございますが、令和5年度末、人口4万628人に対しまして交付件数が3万1052件、交付割合76.4%となっております。令和4年度末の交付割合が62.4%でありますので、14%の増となっております。直近のデータでは、8月31日時点、交付割合が79%となっております。

マイナンバーカードの交付申請につきましては、申請者が直接 J-LIS へ申請書を郵送したり、ご自身がスマートフォンなどでのオンライン申請が可能ですが、市民課におきましても、今後も引き続き申請支援サービスであったり、保険証のひもづけ支援などを行いまして、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

なしのようなので、質疑を集結いたします。

ここで訂正がありますので発言を許します。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは説明いたします。

昨日の委員会の中で、低所得者軽減負担金のご質問に対しまして答弁させていただきましたが、人数について発言しましたが、ちょっと誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

決算書の該当の部分につきましては29、30ページ。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、6節介護保険事業費負担金。こちらの備考欄の中に低所得者保険軽減負担金ということで1970万2800円。そして、県負担金として、決算書39ページ、40ページ、16款県支出金、1項1目民生費県負担金、6節介護保険事業負担金。同じく低所得者保険料軽減負担金となります。

段階別の人数を申し上げましたが、誤りがありましたので訂正させていただきます。

第1段階1,741人と申し上げましたが、1,853人です。改めて資料は出させていただきますが、第2段階842人と申し上げましたが、891人です。そして、第3段階767人とお答え申し上げましたが、763人となります。こちらの数字につきましては、追加提出資料として、改めて提出をさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○矢口龍人委員長

お願いします。

次に、議案第56号のうち会計課の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○会計管理者（齋藤英憲君）

会計課、齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第56号 令和5年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当課が所管します事業に関連しますものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、所管する収入はございませんでした。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

決算書の79及び80ページ。

歳出予算執行状況については、2ページのナンバー24をお願いいたします。

2款1項4目会計管理費、01会計管理事業、01会計管理に要する経費でございます。当初予算額478万3000円、予算現額同額でございます。これに対しまして執行額が447万6672円、執行率は93.6%でございまして、主な内容につきましては、指定金融機関派出業務手数料220万円、出先機関公金等集金業務委託132万円でございます。前年度に対しまして70万6416円の増でございまして、その主な理由につきましては、指定金融機関であります筑波銀行に振込データを伝送するに当たりまして、NTT東日本株式会社が提供しますISDN回線を使用しておりましたが、当該サービスが令和6年1月末で終了することから、これを代替しますデータ伝送サービスへの切替えを行ったための初期設定費用及び使用料でございます。

続きまして、決算書の353及び354ページをお願いいたします。

財産に関する調書中、2、物品加工、1、物品でございます。

市物品会計規則第2条に規定します取得価格または評価価格が100万円以上の重要物品で、車両と船舶を除いたものについて作成をしたものでございます。令和4年度末までで64台の該当がございまして、令和5年度中は増減に係る該当物件がございましたので、同数の64台となっております。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

質疑を集結いたします。

次に、議案第56号のうち、監査委員事務局の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○監査委員事務局長（石川和彦君）

それでは、監査委員事務局の令和5年度決算につきまして、ご説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出のみの説明となります。また、監査委員事務局では政策事業はございませんので、主な事業につきまして、決算書、歳出予算執行状況にてご説明させていただきます。

初めに、決算書の79、80ページの上段をお願いいたします。

歳出予算執行状況については、2ページのナンバー18をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、06いじめ事案再調査委員会事業、01いじめ事案再調

査委員会に要する経費でございます。当初予算4万円に対しまして執行額が3万円、執行率が75%となっております。委員の任期が満了したため、新たな組織としての委員会を開催しましたことから、それに伴う委員報酬の支出となっております。

続きまして、決算書、同じページの中段、歳出予算実行状況、同じページのナンバー21をお願いいたします。

2目文書法制費、01文書法制事業、02情報公開個人情報保護審査会に要する経費でございます。当初予算4万円充当により予算現額7万8000円に対しまして執行額が6万9868円で、執行率が89.75%となっております。内容といたしましては、同じく委員の任期満了に伴う新たな組織としての審査会、また法改正に伴い条例改正がありましたので、内容説明についての審査会を開催しましたことから、2回分の委員報酬6万7500円並びに費用弁償の支出となっております。

続きまして、決算書の101、102ページ、上段。

歳出予算実行状況は、4ページのナンバー51をお願いいたします。

2項徴税費、1目税務総務費、03固定資産評価審査委員会事業、01固定資産評価審査委員会に要する経費でございます。当初予算3万4000円に対しまして執行額が3万4000円、執行率は100%でございます。こちらも委員の任期が満了したため、新たな組織としての委員会を開催しましたことから、それに伴います委員報酬及び費用弁償の支出となっております。

続きまして、決算書109、110ページの下の方になります。

歳出予算実行状況は、5ページのナンバー65をお願いします。

6項監査委員費、1目監査委員費、01監査業務事業、01監査業務に要する経費。当初予算128万6000円に対しまして執行額127万3751円で、執行率99.05%となっております。主な支出といたしましては、監査委員の報酬、委員の費用弁償、また負担金としまして茨城県都市監査委員会負担金などを支出してございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、監査委員事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

110ページの監査委員業務に要する経費ですね。これは前年度と比較してどうでしょうか、令和4年度。

○監査委員事務局長（石川和彦君）

これ全体についてはなんですが、委員報酬につきましては、令和4年度が74万2500円、令和5年度が95万3000円で21万500円の増となっております。費用弁償も合わせまして令和4年度が8万1000円、令和5年度が10万4000円で2万3000円の増となっております。主なものとしては、そういったものの増額になっています。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、質疑を集結いたします。

次に、議案第56号のうち、議会事務局の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

議会総務課谷中課長から説明いたします。よろしくお願いします。

○矢口龍人委員長

それでは、説明を求めます。

○議会総務課長（谷中博文君）

それでは、令和5年度議会費の決算についてご説明させていただきます。

歳入のほうはございませんで、歳出のみとなります。

決算書につきましては、67ページから70ページをお願いいたします。

歳出予算執行状況につきましては、1ページをお開きください。タブレット、PCの主要事業概要につきましては、130ページとなります。

各決算の数字につきましては、資料のほうをお目通しいただくことで、主要事業概要につきましては、ご説明を省略させていただきまして、補足的な説明のみさせていただきたいと思います。

1款1項1目議会費、ナンバー2の0201議会運営に関する経費でございます。令和5年度決算額につきましては、前年度に対しまして219万9682円の増となっております。主な理由としましては、3点ございまして、議会報酬の増加と議会共済費の負担金の増加と会議録作成業務委託費の増加によるものでございます。

1点目の議員報酬につきましては、令和4年度におきまして議員の定数に満たない月がございましたことから、令和5年度に比較しまして少なかった状況にございます。令和5年度につきましては、議員定数どおりになっておりますので、その数字のもともとの予算額、そのままの数字に戻っているといえますか、満額ということになっております。

2点目の議員共済会負担金につきましては、例年4月1日現在の議員数で算出されるものでございまして、令和4年4月1日現在の議員数が少なかったことから、令和4年度の負担額が少なかったということになっております。こちらにつきましても、令和5年度につきましては議員定数どおりの数字で決算させていただいております。

また、3点目の会議録作成業務委託費につきましては、令和5年度につきましてはコロナ禍が癒えたことによりまして会議時間が増加しましたことから、会議録作成業務委託費が増加したことによるものでございます。

続きまして、ナンバー3の0202の市議会だより発行に要する経費でございます。令和5年度決算額につきましては、前年度に対しまして13万9128円の増となっております。主な理由につきましては、印刷製本費の単価の増加によるものでございます。

続きまして、ナンバー4の0203市議会研修活動に要する経費でございます。令和5年度決算額につきましては、前年度に対しまして皆増となっております、こちらにつきましては、昨年度の令和5年度から研修活動が再開されたことによるものでございます。

続きまして、ナンバー5の0204の市議会政務活動費に要する経費でございます。前年度に対しまして10万4420円の減となっております。

続きまして、ナンバー4の0206の市議会百条委員会に要する経費でございます。令和5年度決算額につきましては、前年度に対しまして皆増となっております、令和5年第2回定例会におきまして百条委員会の設置によるものとなっております。

なお、主要事業概要の事務事業評価成果指標のライブ配信及び録画放映再生件数につきましては、令和5年度は9,851件で、令和4年度につきましては1万1644件となっておりますが、こちらにつきましては、令和4年度8月臨時会におきまして、新しく宮嶋市長が就任された回でございますけれども、そちらの分というのは2,424件となっておりますので、その差分だけ令和4年度に比較して令和5年度は少なくなっているという状況でございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会事務局議会総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、質疑を集結いたします。

以上で、議案第56号に対する質疑は全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

執行部におかれましては、大変ご苦勞さまでございました。

それでは、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 5時35分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時35分]

お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上をもって決算審査特別委員会を閉会といたします。

大変長時間にわたりましてご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午後 5時36分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

決算審査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人